

# 財政的援助団体等監査の結果に 基づく措置事項

平成 2 4 年 度

佐 賀 県 監 査 委 員

# 目 次

1	重要な指摘事項に係る措置事項	1
1-1	補助金等交付団体関係	
1-1-1	所管課に対するもの	
	障害福祉課 [特定非営利活動法人やまと共同作業所]	1
	障害福祉課 (就労支援室)	
	[特定非営利活動法人ステップワーカーズ]	2
	文化課 (世界遺産登録推進室)	
	[佐賀県世界遺産フェスタ等実行委員会]	3
1-2	公の施設の指定管理団体関係	
1-2-1	所管課に対するもの	
	スポーツ課 [佐賀県ヨット連盟]	4
2	その他指摘事項・検討を要する事項に係る措置事項	4
2-1	各団体に対するもの	
	財団法人佐賀県教育文化振興財団 (まなび課)	4
	財団法人佐賀県地域福祉振興基金 (地域福祉課、長寿社会課)	5
	財団法人佐賀県長寿社会振興財団 (長寿社会課)	5
	独立行政法人佐賀県立病院好生館 (医務課、健康増進課)	6
	財団法人佐賀県総合保健協会 (健康増進課)	6
	財団法人佐賀県アイバンク協会 (健康増進課)	6
	財団法人佐賀県臓器バンク (健康増進課)	7
	公益財団法人佐賀県地域産業支援センター	
	(新産業・基礎科学課、商工課、雇用労働課、国際戦略グループ)	7
	公益社団法人佐賀県農業公社 (農産課、農山漁村課、空港課)	9
	社団法人佐賀県畜産協会 (畜産課)	10
	社団法人佐賀県畜産公社 (畜産課)	11
	公益財団法人さが緑の基金 (森林整備課)	12
	佐賀ターミナルビル株式会社 (空港課)	13
	佐賀から元気を送ろうキャンペーン実行委員会	
	(男女参画・県民協働課)	14
	学校法人明善学園 (三田川幼稚園) (こども未来課)	14
	学校法人英尚学園 (佐賀西部幼稚園) (こども未来課)	15
	社会福祉法人洞庵の園 (経費老人ホーム洞庵荘) (長寿社会課)	16
	社会福祉法人たちばな会 (たちばな学園ほか) (障害福祉課)	17
	社会福祉法人まつら会 (からつ学園ほか) (障害福祉課)	18

特定非営利活動法人にこにこクラブ（にこにこいまり）（障害福祉課）	19
特定非営利活動法人やまと共同作業所（きずな）（障害福祉課）	19
医療法人浄心会（グループホームしらさぎ）（障害福祉課）	20
医療法人財団友朋会（嬉野温泉病院）（医務課）	21
社団法人武雄杵島地区医師会（武雄看護学校）（医務課）	21
社団法人佐賀県医師会（成人病予防センター）（健康増進）	22
一般社団法人伊万里有田会営薬局（薬務課）	23
佐賀商工会議所（商工課）	23
社団法人佐賀県観光連盟（観光課）	24
富士大和森林組合（林業課）	24
伊万里西松浦森林組合（林業課）	25
神埼町土地改良区（林業課）	26
ハウステンボス連携誘客プロジェクト（新幹線・地域交通課）	26
嬉野温泉周遊観光二次交通整備推進会（新幹線・地域交通課）	28
佐賀県世界遺産フェスタ等実行委員会（文化課世界遺産登録推進室）	28
社団法人佐賀県造園建設業協会（国際交流課）	29
佐賀県産業人材確保プロジェクト推進会議（雇用労働課）	30
社団法人佐賀県トラック協会（商工課）	30
佐賀県障害者スポーツ協会〔勤労身体障害者教養文化体育館〕 （スポーツ課）	31
佐賀県ヨット連盟〔佐賀県ヨットハーバー〕（スポーツ課）	32

## 2-2 各所管課及び関係課に対するもの

### 【出資団体等関係】

まなび課（財団法人佐賀県教育文化振興財団 〔佐賀県黒髪少年自然の家〕）	34
医務課（地方独立行政法人佐賀県立病院好生館）	35
健康増進課（財団法人佐賀県アイバンク協会）	35
新産業・基礎科学課、国際戦略グループ （公益財団法人佐賀県地域産業支援センター 〔佐賀県地域産業支援センター・佐賀県立九州シンクロトン光研究センター〕）	36
農産課（公益社団法人佐賀県農業公社）	37
畜産課（社団法人佐賀県畜産協会）	38
空港課（公益社団法人佐賀県農業公社）	38

### 【補助金等交付団体関係】

男女参画・県民協働課

(佐賀から元気を送ろうキャンペーン実行委員会ほか1団体) .....	40
こども未来課 (学校法人昭和学園ほか74団体) .....	40
こども未来課 (学校法人昭和学園ほか71団体) .....	41
こども未来課 (学校法人松尾学園ほか8団体) .....	41
こども未来課 (学校法人伊万里学園ほか5団体) .....	42
スポーツ課 (佐賀県ヨット連盟) .....	42
母子保健福祉課 (社会福祉法人洗心和合会) .....	45
長寿社会課 (社会福祉法人洞庵の園ほか23団体) .....	45
障害福祉課 (社会福祉法人たちばな会ほか12団体) .....	47
障害福祉課 (社会福祉法人たちばな会ほか71団体) .....	49
障害福祉課 (社会福祉法人たちばな会ほか4団体) .....	50
障害福祉課 (特定非営利活動法人ステップワーカーズほか1団体) .....	52
医務課 (医療法人正友会松岡病院ほか4団体) .....	52
医務課 (社団法人武雄杵島地区医師会ほか7団体) .....	54
医務課 (社団法人武雄杵島地区医師会ほか7団体) .....	55
健康増進課 (地方独立行政法人佐賀県立病院好生館ほか1団体) .....	55
健康増進課 (社団法人佐賀県医師会) .....	57
薬務課 (一般社団法人伊万里有田会営薬局) .....	58
国際交流課 (社団法人佐賀県造園建設業協会) .....	60
商工課 (社団法人佐賀県トラック協会ほか2団体) .....	61
観光課 (社団法人佐賀県観光連盟) .....	61
林業課 (富士大和森林組合ほか22団体) .....	62
農地整備課 (佐賀県土地改良事業団連合会) .....	63
農地整備課 (神埼町土地改良区ほか22団体) .....	64
新幹線・地域交通課 (祐徳バス株式会社ほか2団体) .....	64
新幹線・地域交通課 (ハウステンボス連携誘客プロジェクトほか2団体) .....	65

#### 【公の施設の指定管理団体関係】

スポーツ課 (佐賀県障害者スポーツ協会 [勤労身体障害者教養文化体育館]) .....	66
--	----

# 1 重要な指摘事項に係る措置事項

## 1-1 補助金等交付団体関係

### 1-1-1 所管課に対するもの

監 査 対 象 団 体	特定非営利活動法人やまと共同作業所 (就労継続支援B型事業所きずな)
所 管 課	障 害 福 祉 課
<p>(監査の結果)</p> <p><b>【佐賀県就労継続支援事業大規模生産設備整備事業費補助金関係】</b></p> <p>(1) 補助金交付申請書等の審査や補助事業者への指示、指導で、不十分なものがあつた。</p> <p>契約手続や施工内容については、補助金交付要綱等に規定するなど、事前にできるだけ明確にし、また、補助事業者に対して、十分な指示や指導を行う必要があつた。しかしながら、事前の指示、指導や申請書等の審査が不十分であつたため、団体の補助事業の執行において、不適切な事例が見受けられた。</p> <p>補助金交付申請書等の審査や補助事業者への指示、指導を徹底されたい。</p> <p>① 入札に際し、全参加業者に工事内容を適切に説明できるようにするため設計書を作成すべきであつた。</p> <p>② 入札参加業者については、建設業(建築)の許可を受けているなど施工能力のある業者を選定すべきであつた。</p> <p>③ 本補助金は2千万円までは全額補助であり、補助事業者の自己負担はほとんどないことから、真に必要な工事か事前に検討すべき事例が見受けられた。</p> <p>・事前に検討すべき事例</p> <p>階段工 1,680,105円(既存の階段があり改修で対応可能)</p> <p>耐震補強工事 1,954,575円</p>	<p>(措置の内容)</p> <p>○ 補助金交付要綱を平成24年7月に改正し、契約に関する遵守事項を定めた。</p> <p>当該事業は平成24年度で終了しているため、今後類似事業を実施する際は、補助事業の執行が適切に行われるよう、事前の指示、指導を徹底する。</p>

<p>(設計書の中に耐震診断料が含まれており、工事と一体的に実施されている。耐震診断の結果が分からなければ耐震補強工事がどの程度の規模で必要か分からない。)</p> <p>④ 申請時と実績報告書提出時とで、施工内容が相違している(空調設備の設置箇所の変更、更衣室がロッカーに変更)が、設計書等が徴取されておらず、施工内容や事業費の妥当性の検討をしないまま、補助金額に影響が及ばないとして、補助金変更交付申請を求めていなかった。</p> <p>⑤ 耐震補強工事については2百万円近い工事であるが、工事個所は建物の壁面内部にあり、壁を取り外さなければ確認できない。</p> <p>施工状況の写真等の工事完成を確認ができる書類が作成されていなかった。</p> <p>⑥ 工事代金については現金で支払われているが、高額であり、相手方に支払ったことが客観的に分かるよう、また、安全面の観点からも口座振込で支払うようにする必要があった。</p> <p>支払日及び金額</p> <table style="margin-left: 20px;"> <tr> <td>平成23年6月14日</td> <td>8,000,000円</td> </tr> <tr> <td>平成23年10月1日</td> <td>12,046,078円</td> </tr> </table>	平成23年6月14日	8,000,000円	平成23年10月1日	12,046,078円	
平成23年6月14日	8,000,000円				
平成23年10月1日	12,046,078円				

監 査 対 象 団 体	特定非営利活動法人ステップワーカーズ
所 管 課	障害福祉課 (就労支援室)
<p>(監査の結果)</p> <p><b>【佐賀県就労継続支援事業大規模生産設備整備事業費補助金関係】</b></p> <p>(1) 事業効果を年度中に発現できるよう実施方法を見直されたい。</p> <p>当事業は、当初予算で1施設4千万円の前算が計上されていたが、事業年度の6月に補助事業者の要望調査を実施し、予算額に不足が生じたことから、9月議</p>	<p>(措置の内容)</p> <p>○ 前年度のうちに需要調査を行い、早い段階で要望額を把握するなど、当該年度の早い段階から、生産設備の購入を可能とし、事業効果を早期に発現できるよう、補助事業の適正な実施に努める。</p>

<p>会で予算の補正を行い、事業費を確保して事業実施となっていた。事業採択で経営コンサルタントの評価を要件としており、必要な手順に一定の時間を要し、工賃の引き上げに必要な大規模生産設備の完成が年度末となり、事業効果の発現が翌年度以降となっていた。</p> <p>当初予算成立前に補助事業者の事前調査を行い、必要な予算の確保と補助事業者を早急に決定して、事業効果が早期に発現できるよう、実施方法を見直されたい。</p>	
--	--

監 査 対 象 団 体	佐賀県世界遺産フェスタ等実行委員会
所 管 課	文化課（世界遺産登録推進室）
<p>(監査の結果)</p> <p><b>【佐賀県世界遺産フェスタ等実行委員会負担金関係】</b></p> <p>(1) 実行委員会の設置に当たり、庁内での協議が不十分であった。</p> <p>実行委員会設置の際、その必要性及び規約等の内容について、「協議会の設置及び運営に関する基本方針」で、本部の企画・経営グループに協議するとともに、規約等の内容については、職員課の確認を受けることとなっているが、行われていなかった。</p>	<p>(措置の内容)</p> <p>○ 基本方針の規定については認識しており、関係部局に事前に相談していたが、基本方針に定める協議、確認として認められるものになっていなかった。</p> <p>今後、実行委員会を設置する際には、基本方針に則り、関係部局への協議及び規約等の内容についての確認などの手続きを確実に実行する。</p>

## 1-2 公の施設の指定管理団体関係

### 1-2-1 所管課に対するもの

監 査 対 象 団 体	佐賀県ヨット連盟 (佐賀県ヨットハーバー)
所 管 課	ス ポ ー ツ 課
<p>(監査の結果)</p> <p><b>【公の施設：佐賀県ヨットハーバー関係】</b></p> <p>(1) 指定管理業務に含めることができない業務を、行わせていた。</p> <p>使用料の減免は、条例に基づき、知事の権限であるにもかかわらず、管理運営業務仕様書で指定管理者に、その業務を行わせていた。</p>	<p>(措置の内容)</p> <p>○ 使用料の減免業務は、知事の権限であるため、使用料の減免申請が提出された際には、その都度メール等により佐賀県ヨット連盟から所管課へ送信させ、所管課が審査のうえ減免の決定を行うようにした。</p>

## 2 その他指摘事項・検討を要する事項に係る措置事項

### 2-1 各団体に対するもの

監 査 対 象 団 体	財団法人佐賀県文化振興財団
監 査 執 行 年 月 日	平成 24 年 10 月 22 日
<p>(監査の結果)</p> <p>(1) 出納員の任命がされていなかった。</p> <p>金銭の出納等を行っている職員に対し、出納員の任命がされていなかった。</p> <p><b>【公の施設：佐賀県黒髪少年自然の家関係】</b></p> <p>(1) 管理運営業務事業報告書の記載で、十分でないものがあつた。</p> <p>事業計画に個人情報の保護に関する研修を実施する旨の記載があり、4月1日に実施したとのことであるが、管理運営業務事業報告書に記載されていなかった。</p>	<p>(措置の内容)</p> <p><b>【所管課 まなび課】</b></p> <p>○ 監査後、速やかに出納員の任命を行った。</p> <p>今後は、佐賀県教育文化振興財団会計規程を遵守し、このようなことがないよう努める。</p> <p>○ 事業報告書で記載漏れがあつた事項については、直ちに訂正した。</p> <p>今後は、記載漏れがないよう確認体制を強化するとともに、所管課とも十分協議を行う。</p>

監 査 対 象 団 体	財団法人佐賀県地域福祉振興基金
監 査 執 行 年 月 日	平成 24 年 10 月 16 日
<p>(監査の結果)</p> <p>(1) 資産の運用等で、検討を要するものがあった。</p> <p>高齢者保健福祉事業会計の流動資産のうち 105,000,000 円が運用管理規程第 7 条に基づく理事会の承認を経ないで定期預金で運用されていた。</p> <p>また、平成 23 年度の事業助成額予算が 8,375,000 円の残となったことから、流動資産は、平成 24 年 3 月 31 日現在、133,230,791 円と前年度より 4,720,636 円増加している。</p> <p>このため、助成内容の見直し等による助成の拡大や、基本財産への繰り入れ等について検討されたい。</p>	<p>(措置の内容)</p> <p>【所管課 地域福祉課、長寿社会課】</p> <p>○ 資産の運用管理については、平成 25 年度より流動資産についても理事会に承認いただくよう改めた。</p> <p>また、助成内容の見直し等については、これまでも行ってきたところであるが、改めて公益財団法人への移行手続きと合わせ、資産の取扱い、事業内容等について検討を行う予定である。</p>

監 査 対 象 団 体	財団法人佐賀県長寿社会振興財団
監 査 執 行 年 月 日	平成 24 年 10 月 9 日
<p>(監査の結果)</p> <p>(1) 美術展出品料等収入で、現金を少なく受領しているものがあった。再発防止策について検討されたい。</p> <p>出展料 (正) 1,500 円*236 人=354,000 円  (決算額) 353,500 円  差 額 500 円</p>	<p>(措置の内容)</p> <p>【所管課 長寿社会課】</p> <p>○ 出品料徴収について、徴収担当職員を 1 名から 2 名に増員し、確実な現金管理を行うよう人員体制を見直すこととしており、今後とも適正な事務処理を行うよう指導を徹底することとした。</p>

監 査 対 象 団 体	地方独立行政法人佐賀県立病院好生館
監 査 執 行 年 月 日	平成 24 年 10 月 24 日
(監査の結果)  (1) 医業未収金の解消及び発生防止に引き続き努められたい。	(措置の内容) <b>【所管課 医務課、健康増進課】</b> ○ 未収金については関係部署間の連携による新たな未収金の発生の抑制や、法的措置による徴収強化などにより今後とも未収金の縮減に取り組むよう指導した。

監 査 対 象 団 体	財団法人佐賀県総合保健協会
監 査 執 行 年 月 日	平成 24 年 10 月 12 日
(監査の結果)  (1) たな卸しの手続で適正でないものがあった。 たな卸しを実施する際に受払及び保管に関係のない職員を立会させていなかった。 また、たな卸し実施者、立会者、実施日等の確認ができる書類が整備されていなかった。	(措置の内容) <b>【所管課 健康増進課】</b> ○ 受払及び保管に関係のない職員を立ち合わせた上で平成 24 年度末の実地たな卸しを実施するとともに、たな卸し実施者、立会者、実施日等、たな卸しの事実を確認できる書類を整備した。

監 査 対 象 団 体	財団法人佐賀県アイバンク協会
監 査 執 行 年 月 日	平成 24 年 8 月 16 日
(監査の結果)  (1) 事業計画、予算の県知事への届出及び事業報告書、収支計算書、財産目録等の県知事への報告がされていなかった。 団体の寄附行為第10条で、本協会の事業計画及びこれに伴う予算は、理事長が作成し、佐賀県知事に届け出なければならないと規定されているが、届出がされていなかった。	(措置の内容) <b>【所管課 健康増進課】</b> ○ 平成 25 年 2 月 19 日付けで平成 24 年度事業計画及び予算書、平成 23 年度事業報告及び収支決算を報告した。今後は寄附行為の規定に基づき、報告を実施する。

<p>また、同寄附行為第12条で、本協会の事業報告及び収支計算は、理事長が事業報告書、収支計算書、財産目録等として作成し、佐賀県知事に報告しなければならないと規定されているが、報告がされていなかった。</p> <p>(2) 事務局長に非常勤の常務理事が充てられていた。</p> <p>団体の事務処理規則第3条第2項で、事務局長は、常勤の理事を充て、その任免は理事長が行うと規定されているが、非常勤の常務理事が充てられていた。</p>	<p>○ 役員は全員非常勤であるため、事務処理規則を改正することとした。</p>
--	--

監 査 対 象 団 体	財団法人佐賀県臓器バンク
監 査 執 行 年 月 日	平成 24 年 10 月 12 日
<p>(監査の結果)</p> <p>(1) 契約事務について、適正でないものがあった。</p> <p>臓器移植普及啓発業務契約で、契約者(理事長)の押印のないものがあった。</p> <p>委託業務名 臓器移植普及啓発業務委託          契約金額 1,565,550 円          契約期間 平成 23 年 10 月 25 日～          平成 23 年 12 月 9 日</p>	<p>(措置の内容)</p> <p>【所管課 健康増進課】</p> <p>○ 臓器移植普及啓発業務契約に係る契約書を2通作成し、うち当財団に保管した1通に当財団理事長印の押印が漏れていたため、押印して是正した。</p>

監 査 対 象 団 体	公益財団法人佐賀県地域産業支援センター
監 査 執 行 年 月 日	平成 24 年 10 月 29 日
<p>(監査の結果)</p> <p>(1) 応援基金事業(中小企業、農商工連携)の取組について努力されたい。</p> <p>県内中小企業者を対象に新産業分野、自動車産業分野、県内地域資源を活用した分</p>	<p>(措置の内容)</p> <p>【所管課 新産業・基礎科学課、商工課、雇用労働課、国際戦略グループ】</p> <p>○ 両事業とも平成23年度及び平成24年度事業の採択についてはほぼ目標を達成している。ただ、農商工連携応援基金については、事業が始まった当初の平成</p>

野において、新製品開発や販路開拓の取組に対する支援（中小企業）、県内中小企業と農林漁業者が連携し、新商品・新技術等の開発を行う取組に対する支援（農商工連携）が実施されているが、両事業とも基金運用収入に比べ、事業実施が不十分な状況にある。

県内事業者へのPRに努めるとともに、制度の見直しを含め県と協議のうえ、基金事業の目的が達成できるよう努力されたい。

**【財団法人佐賀県地域産業支援センター運営費補助金関係】**

- (1) 実績報告書の内容が不十分であった。  
実績報告書に中小企業海外展開支援事業の効果が記載されていなかった。

**【公の施設：佐賀県地域産業支援センター関係】**

- (1) 指定管理に係る実績報告書（決算額）に誤りがあった。  
維持管理経費（光熱水費、保守管理費）の実績額に、財団負担分が相殺されて報告され、実態に応じた実支出額の報告となっていなかった。

**【公の施設：佐賀県立九州シンクロトロン光研究センター関係】**

- (1) 協定書第17条に定める事業報告のうち、管理運営業務に要する経費の収支決算報告書の報告内容を検討されたい。  
シンクロトロン光研究センターの収支内容は、指定管理（維持管理）経費、利用促進費、試験研究費となっているが、収支決算報告書では、指定管理（維持管理）経費、利用促進費のみの報告書となっていて

21年度及び平成22年度の採択件数及び採択額が伸び悩み多額の未執行額が生じていたため、今後、セミナーや事業説明会、関係団体への広報活動等を通じ応募及び採択案件を増やしていきたい。

- 今後、事業の成果について適正に報告していきたい。

- 次年度報告書から修正し、報告していきたい。

- 指定管理に係る維持管理費、利用推進費に加え、国庫補助金や委託料等外部資金を含めた全体の収支がわかるよう報告書のあり方を検討したい。

<p>試験研究費を含むシンクロトロン光研究センター全体の収支報告がなされていない。</p> <p>シンクロトロン光研究センター全体の収支報告がなされていないことで、試験研究費に係る光熱水費等の維持管理費が妥当かのチェックができない状態となっていた。</p> <p>シンクロトロン光研究センター全体の収支報告書を提出するよう検討されたい。</p> <p>(2) 警備業務委託契約で警備員の資格等の確認が適正でなかった。</p> <p>警備業務委託で、仕様書に記載されている警備員の氏名及び履歴等を記載した名簿を提出させていなかった。</p>	<p>○ 直ちに警備員の氏名及び履歴等を記載した名簿の提出を受けた。</p>
---	--

<p>監 査 対 象 団 体</p>	<p>公益社団法人佐賀県農業公社</p>
<p>監 査 執 行 年 月 日</p>	<p>平成 24 年 10 月 18 日</p>
<p>(監査の結果)</p> <p>(1) 農地取得評価額の取扱いで、適正でないものがあつた。</p> <p>公益法人制度改革を踏まえた公益会計基準（平成 20 年 4 月 11 日内閣府公益認定委員会等）の改正を踏まえ、農地保有合理化事業関係引当金処理基準（平成 21 年 2 月 23 日付け 21 農地協発第 27 号）が改正された。</p> <p>この改正では「時価が取得価格よりも下落した場合には、時価をもって貸借対照表価額とする。」とされ、低価法の適用を義務付けることとなった。</p> <p>この基準を適用するため、棚卸資産である農用地等の評価については、合理化事業用地損失引当金を計上するのではなく、時価</p>	<p>(措置の内容)</p> <p>【所管課 農産課、農山漁村課、空港課】</p> <p>○ 合理化事業用地評価損失見込額は、現在、公社が保有している農地(平成 28 年 5 月末日まで一時貸付中)の価格下落に備えて、予算計上を行い、理事会の承認を受けており、当該農地を売り渡す平成 28 年度は事業計画に計上することとしている。</p>

<p>の下落を評価損として正味財産増減計算書の費用に改めることとされている。</p> <p>当公社でも、この基準に基づき適正に処理されているが、低価法を適用する評価損失額の計上を、事業年度の事業計画及び予算に計上しないまま（理事会の承認）決算整理で処理されていた。</p> <p>資産（財産）評価の適用については、事業計画及び予算に計上して理事会の承認を受ける必要がある。</p> <p>(2) 補助対象経費の取扱いについて、適正でないものがあつた。</p> <p>農地保有合理化促進対策費補助金の実績報告書で、土地買入資金助成費の実績額が誤っていた。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・土地買入資金助成費（無利子事業） （補助率 10/10）</li> </ul> <table border="0"> <tr> <td>実績報告額</td> <td>233,126 円（誤）</td> </tr> <tr> <td>実際の支出額</td> <td>224,988 円（正）</td> </tr> <tr> <td>返還額</td> <td>8,138 円</td> </tr> </table>	実績報告額	233,126 円（誤）	実際の支出額	224,988 円（正）	返還額	8,138 円	<p>○ 農地保有合理化促進対策費補助金実績報告のうち、土地買入資金助成費（無利子事業）に係る実績額については、関係課及び関係団体とも、再度 1 件ごとに見直しを行い、実績報告額と実際の支出額との差額 8,138 円を平成 25 年 3 月 27 日県に返還した。</p> <p>今後は、借入土地買入資金の償還の都度、利息額の確認をなお一層厳格に行うとともに、平成 25 年度に改正された県の交付要綱に基づき、実績報告書に確認資料を添付することとした。</p>
実績報告額	233,126 円（誤）						
実際の支出額	224,988 円（正）						
返還額	8,138 円						

監 査 対 象 団 体	社団法人佐賀県畜産協会
監 査 執 行 年 月 日	平成 24 年 8 月 30 日
<p>(監査の結果)</p> <p>(1) 事業計画等の変更で、総会の議決が遅れているものがあつた。</p> <p>馬事・畜産活性化推進助成事業（実施期日：平成 23 年 12 月 9 日～平成 24 年 3 月 31 日）に係る事業計画及び収支予算の変更について、事業開始後の平成 24 年 3 月 30 日に開催された総会において議決されていた。</p>	<p>(措置の内容)</p> <p>【所管課 畜産課】</p> <p>○ 馬事・畜産活性化推進助成事業については、年度後半に急遽、地方競馬全国協会から事業受託の要請があり指摘があつたような対応となつたところである。</p> <p>今後は、事業計画及び収支予算の変更については判明した段階で総会議決の手続きをとることとされたところで</p>

<p>(2) 振替休日の規定が整備されていなかった。</p> <p>土曜日、日曜日等の休日に職員が勤務する必要が生じた場合に振替休日を与えられているが、就業規則に規定が整備されていなかった。</p>	<p>ある。</p> <p>○ 平成 25 年 3 月 5 日に開催した臨時理事会において、給与規程及び就業規則の一部を改正され、振替休日の規定が整備されたところである。</p>
---	---

監 査 対 象 団 体	社団法人佐賀県畜産公社
監 査 執 行 年 月 日	平成 24 年 10 月 30 日
<p>(監査の結果)</p> <p>(1) 就業規則第 30 条に定める旅費規程が整備されていなかった。</p> <p>団体の就業規則では、旅費規程により旅費を支給することとされているが、規程は整備されておらず、職員出張旅費表に基づき旅費を支給されていた。</p> <p>(2) 職員旅費で誤りがあるものがあつた。</p> <p>県外旅費で、パック料金に宿泊費が含まれていたにもかかわらず、宿泊費を別途支給していた。</p> <p>旅行日 平成 24 年 1 月 5 日～同年 1 月 7 日 用 務 「平成 23 年度部分肉製造マイスター資格認定試験」に係わる研修会 出張先 東京都 返納額 22,000 円</p> <p>(3) 契約事務について、適正でないものがあつた。</p> <p>団体の経理規程で、百万円を超える契約については、契約書を作成するよう規定されているが、契約書が作成されていなかった。</p> <p>契約内容：C 級冷凍機械設備腐蝕配管取替え</p>	<p>(措置の内容)</p> <p>【所管課 畜産課】</p> <p>○ 平成 25 年 6 月 7 日に開催された理事会において旅費規程を作成されたところである。</p> <p>○ 過払い金分については、既に返納されており、現在は、宿泊パック利用の有無の確認を徹底され、改善が図られているところである。</p> <p>○ 現在は、経理規程を遵守し、100 万円を超える契約については、契約書の作成が徹底されているところである。</p>

<p style="text-align: center;">及びそれに伴うバルブ追加取り 付け工事 契約金額：3,108,000円</p> <p>(4) 契約事務について、適正でないものがあった。 単一業者との随意契約で、団体の経理規程第65条に基づく予定価格調書が作成されていなかった。</p> <p>①契約内容：設備管理及び保安警備業務委託 契約金額：年額25,174,800円</p> <p>②契約内容：排水処理施設、焼却炉施設維持管理業務委託 契約金額：年額13,482,000円</p> <p>③契約内容：製品出荷業務委託 契約金額：年額4,541,040円</p> <p>④契約内容：家畜入荷受付業務委託 契約金額：年額4,158,000円</p> <p>⑤契約内容：クリーニング等業務委託 契約金額：年額2,919,000円</p>	<p>○ 現在は、経理規程を遵守し、予定価格調書の作成が徹底されているところである。</p>
--	--

監 査 対 象 団 体	公益財団法人さが緑の基金
監 査 執 行 年 月 日	平成24年8月30日
<p>(監査の結果)</p> <p>(1) 常務理事の専決事項に係るものを事務局長の専決で処理していた。</p> <p>(2) 領収書を紛失しているものがあった。 支払日 平成24年2月28日 支払われた金額 560円 用途 グリーンフェスタ開催案内発送料</p> <p>(3) 固定資産の減価償却費の算定を誤っていたため決算書が適正なものとなっていなかった。 資産名称 物置 取得価額 406,430円 当期減価償却額</p>	<p>(措置の内容)</p> <p><b>【所管課 森林整備課】</b></p> <p>○ 1件100万円を超える収入支出に関する事項は常務理事の専決事項となっているので、今後は適正に処理する。</p> <p>○ 領収書は再度探したが見つからなかった。今後は紛失することがないように適正に保管する。</p> <p>○ 決算書の内容をチェックし、金額を修正した。今後、適切な事務処理に努める。</p>

(正) 40,643 円 (誤) 3,386 円 減価償却累計額 (正) 125,315 円 (誤) 3,544 円 期末残高 (正) 281,115 円 (誤) 392,886 円	
---	--

監 査 対 象 団 体	佐賀ターミナルビル株式会社
監 査 執 行 年 月 日	平成 24 年 10 月 17 日
(監査の結果)  (1) 内部監査が実施されていなかった。 前回の監査で指摘した経理規則第 57 条に基づく内部監査の実施が中断していた。平成 24 年度から常勤監査役も退任されており、早急に平成 22 年 4 月に制定された内部監査要領に基づく監査を実施された。  (2) 契約事務について、適正でないものがあった。 物品等の調達において、「物品等の調達に係る事務処理要領」に規定されているにもかかわらず、 ① 契約予定金額が 5 百万円以上の工事について、幹部会による業者選定 (指名委員会) がなされていなかった。  ② 1 件の契約予定金額が 5 百万円を超えるものについて、予定価格を定めていなかった。  ③ 工事に係る「監督・検査・確認申請書」が提出されたものについて、監督・検	(措置の内容) <b>【所管課 空港課】</b> ○ 平成 24 年度 11 月分から、経理規則第 57 条に基づく内部監査を実施し、その内容や結果について常勤役員に報告を行っている。 なお、今後の内部監査については、社員規模や会計伝票・稟議書の決裁の現状を踏まえ、組織の実情に合った内部監査要領の改訂を検討したい。  ○ これまで、常勤役員の決裁をうけて業者選定を行っており、社員規模からしても別途「指名委員会」を運営することは困難であるため、「物品等の調達に係る事務処理要領」を改訂し、常勤役員の協議により業者を選定することとした。 ○ 今後は、業務委託や見積書などにより予定価格の設定を行う。また、専門職がない実情も踏まえ規定の改定も検討したい。 ○ 今後は、このような書類の作成漏れがないよう、部長及び担当者で確認書

<p>査・確認を行ったことを証明する書類が作成されていなかった。</p> <p>工 事 名：佐賀空港ターミナルビル屋上フェンス改修工事</p> <p>契約金額：14,490,000 円</p> <p>契約年月日：平成24年1月18日</p> <p>工 期：平成24年1月18日～平成24年3月23日 他</p>	<p>の作成を徹底する。</p>
---	------------------

監 査 対 象 団 体	佐賀から元気を送ろうキャンペーン実行委員会
監 査 執 行 年 月 日	平成24年6月26日
<p>(監査の結果)</p> <p><b>【佐賀県新しい公共の場づくりのための（被災者支援、災害復旧及び復興関連）モデル事業費補助関係】</b></p> <p>(1) 補助対象経費の取扱いについて、適正でないものがあった。</p> <p>山の音楽プロジェクトの経費について、補助対象経費とならない負担金として支出していたにもかかわらず、補助対象経費として報告するなど、実績報告書に誤りがあった。</p> <p>負担金 300,000 円</p> <p>(2) 領収書のあて名が「佐賀から元気を送ろうキャンペーン実行委員会」となっていないものがあった。</p> <p>(例) 地球市民の会あてのもの、個人名あてのもの、他の団体あてのもの</p>	<p>(措置の内容)</p> <p><b>【所管課 男女参画・県民協働課】</b></p> <p>○ 平成24年度事業の実績報告にあたって、補助事業者に対して適正に報告するよう指導を行った。</p> <p>今後は、職員に、実績報告書の審査の際、補助対象外の経費が計上されていないか確認を徹底させ、適正な事務処理に努める。</p> <p>○ 当該団体の執行部会において、補助事業のかかる領収書は、「佐賀から元気を送ろうキャンペーン実行委員会」あてとするなど適切な事務処理を行うよう指導を行った。</p>

監 査 対 象 団 体	学校法人明善学園（三田川幼稚園）
監 査 執 行 年 月 日	平成24年7月30日
<p>(監査の結果)</p> <p><b>【佐賀県私立幼稚園運営費補助関係】</b></p> <p>(1) 補助事業の予算措置等に係る事務処理で、適正でないものがあった。</p>	<p>(措置の内容)</p> <p><b>【所管課 こども未来課】</b></p> <p>○ 議事録については、理事会開催の都度速やかに作成するよう指導した。</p>

<p>補助事業に係る予算、決算を議決した理事会の議事録が作成されていなかった。</p> <p>(2) 給与支払いの事務手続きで、適正でないものがあった。 給与を現金で支払っているにもかかわらず、給与台帳に受領印が押印されていなかった。</p> <p>(3) 補助対象経費の取扱いについて、適正でないものがあった。 補助対象事業に要した経費に補助対象外経費である退職に伴う謝礼を含めていた。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・金額 50,000 円</li> <li>・支払年月日 平成 24 年 3 月 21 日</li> <li>・内容 退職者（非常勤職員）への退職記念の謝礼</li> </ul>	<p>○ 確実に受領印を押印させるなど、適正な事務処理を行うよう指導した。</p> <p>○ 補助対象経費については精査し、適正な事務処理を行うよう指導した。</p>
---	---

<p>監 査 対 象 団 体</p>	<p>学校法人英尚学園（佐賀西部幼稚園）</p>
<p>監 査 執 行 年 月 日</p>	<p>平成 24 年 7 月 25 日</p>
<p>(監査の結果)</p> <p><b>【佐賀県私立幼稚園運営費補助金関係】</b></p> <p>(1) 補助対象経費の取扱いについて、適正でないものがあった。 業務用の自動車を借上げ、その経費をすべて幼稚園の経費で支出されているが、補助対象外経費である保育園業務にも使用されていた。使用割合に応じて適切に按分し双方から支出すべきであった。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・自動車借上料 年間 530,772 円</li> </ul> <p><b>【佐賀県私立幼稚園預かり保育推進事業費補助金関係】</b></p> <p>(1) 実績報告書の内容に誤りがあった。 預かり保育の実施時間を計画時間で記入するなど、実績報告書の内容に誤りがあった。</p>	<p>(措置の内容)</p> <p><b>【所管課 こども未来課】</b></p> <p>○ 経費については、複数の園を運営する場合は、使用実態に応じて適切に按分するよう指導した。</p> <p>○ 実績報告書の作成にあたっては、適正な事務処理を行うよう指導した。</p>

監 査 対 象 団 体	社会福祉法人洞庵の園 (軽費老人ホーム洞庵荘)																		
監 査 執 行 年 月 日	平成 24 年 8 月 1 日																		
<p>(監査の結果)</p> <p><b>【佐賀県軽費老人ホーム事務費補助関係】</b></p> <p>(1) 支出伺に、請求書が添付されていないものがあつた。</p> <p>対象経費：電気工作物保安業務委託料 (3月分)</p> <p>支出科目：大区分「事務費支出」 中区分「手数料」</p> <p>支出金額：19,236円</p> <p>(2) 利用者の収入認定事務で、事務費本人負担額を過大に徴収されているものがあつた。</p> <p>利用者の事務費本人負担額の決定については、毎年7月1日を基準日として、前年の所得額を本人が収入申告することとなっている。その際、必要経費の記載欄に租税額の記入を忘れて申告し、収入額が過大となつていた。</p> <p>収入認定事務は、補助事業者が実施することとされており、収入額に誤りが発生すれば、補助金に影響を及ぼすこととなることから、収入申告額の審査を徹底されたい。</p> <p>(事例) 単位：(円)</p> <table border="1" data-bbox="197 1532 767 1881"> <thead> <tr> <th></th> <th>正当額</th> <th>誤認定額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>収入額①</td> <td>2,925,446</td> <td>2,925,446</td> </tr> <tr> <td>必要経費②</td> <td>1,030,800</td> <td>990,700</td> </tr> <tr> <td>収入認定額 ③=①-②</td> <td>1,894,646</td> <td>1,934,746</td> </tr> <tr> <td>収入階層区分</td> <td>5</td> <td>6</td> </tr> <tr> <td>事務費本人負担額 (月額)</td> <td>22,000</td> <td>25,000</td> </tr> </tbody> </table> <p>収入認定誤りによる過大徴収額 (25,000円-22,000円) × 9月(7月～3月) =27,000円</p>		正当額	誤認定額	収入額①	2,925,446	2,925,446	必要経費②	1,030,800	990,700	収入認定額 ③=①-②	1,894,646	1,934,746	収入階層区分	5	6	事務費本人負担額 (月額)	22,000	25,000	<p>(措置の内容)</p> <p><b>【所管課 長寿社会課】</b></p> <p>○ 会計事務について、適正な事務処理を行うよう、補助事業者に対する施設監査の実施に当たって指導を徹底する。</p> <p>○ 事務費本人負担分の過大徴収相当額を対象者に返還しており、利用者の収入認定について、今後とも適正な事務処理を行うよう、補助事業者に対する施設監査の実施に当たって、重点項目として指導を徹底する。</p>
	正当額	誤認定額																	
収入額①	2,925,446	2,925,446																	
必要経費②	1,030,800	990,700																	
収入認定額 ③=①-②	1,894,646	1,934,746																	
収入階層区分	5	6																	
事務費本人負担額 (月額)	22,000	25,000																	

<p>(3) 施設入居に伴う利用料金等本人負担額の領収書の発行で、検討を要するものがあった。</p> <p>当施設では、利用者の利用料金等本人負担分の領収書は発行されているものの、明細書が添付されていない。</p> <p>入居者の中には、月の中途での入退去、病院等への入院や自宅等外出で一時的にホームを離れるケースもあり、日割り計算による利用料金徴収の必要がある。その際、入居者に本人負担額の内容（利用日数、給食日数等）がわかるよう明細書の添付を検討されたい。</p>	<p>○ 利用料金等本人負担額の領収書の発行について、適正な事務処理を行うよう、補助事業者に対する施設監査の実施に当たって指導を徹底する。</p>
--	---

<p>監 査 対 象 団 体</p>	<p>社会福祉法人たちばな会  (障害者支援施設(多機能型)たちばな学園、障害者ケアホーム・グループホーム金立寮、障害者ケアホーム・グループホーム九千部寮、障害者ケアホーム・グループホームみかざきハイツ、就労継続支援A型事業所チョボラ鹿島店、障害福祉サービス事業所(多機能型)かがやきの丘)</p>
<p>監 査 執 行 年 月 日</p>	<p>平成24年10月30日</p>
<p>(監査の結果)</p> <p><b>【佐賀県障害福祉関係施設整備費補助関係】</b></p> <p>(1) 契約事務について、適正でないものがあった。</p> <p>経理規程で定められた金額を超えていたにもかかわらず、単一業者との随意契約が行われているものがあった。</p> <p>委託名：第2九千部寮新築工事設計・監理業務  委託金額：1,785,000円</p> <p>(2) 設計・監理業務委託契約で、工事施工監理報告書を提出させていなかった。</p> <p>委託名：第2九千部寮新築工事設計・監理業務</p>	<p>(措置の内容)</p> <p><b>【所管課 障害福祉課】</b></p> <p>○ 今後、このような補助事業を行う場合は、当該法人の経理規程に基づいて契約事務を行うよう、指導した。</p> <p>○ 補助事業により行う契約業務については、法人においても報告を受け、適切に契約業務が履行されているかを確認</p>



監 査 対 象 団 体	特定非営利活動法人にこにこクラブ (就労継続支援B型事業所にこにこいまり)
監 査 執 行 年 月 日	平成 24 年 10 月 23 日
(監査の結果) 【佐賀県障害者自立支援基金特別対策事業費 (基盤整備事業等) 補助関係】 (1) 財産の管理について、適正でないもの があった。 増築した建物について登記がされてい なかった。 建物 1 棟 (作業・訓練室 (31.6 m <sup>2</sup> × 2 部屋))	(措置の内容) 【所管課 障害福祉課】 ○ 補助事業により取得した財産につい ては、適正に管理(登記)するよう指導 を行った。

監 査 対 象 団 体	特定非営利活動法人やまと共同作業所 (就労継続支援B型事業所きずな)
監 査 執 行 年 月 日	平成 24 年 10 月 25 日
(監査の結果) 【佐賀県障害者自立支援基金特別対策事業費 (基盤整備事業等) 補助関係】 (1) 入札事務に関し、適正でないものがあ った。 入札参加業者への工事内容の説明に必 要な設計書が作成されていなかった。 また、入札参加業者の選定が適当でなか った。 ① 入札参加業者への工事内容の説明の ための設計書は工事個所(部屋等)ご とに工事名称が記載されているが、規 格・仕様は記載されていないものが多 く、数量はすべて一式となっている。 この設計書では、入札参加業者は詳細 な見積りは困難であった。 ② 参加業者のうち建設業法の建設業(建 築)の許可を受けた業者は落札した業者 のみであった。他の業者は仮設工事や電 気工事等の工事を専門とする業者で、結 果的に落札業者以外は、事前に公表して いる予定価格を上回った額で見積書を	(措置の内容) 【所管課 障害福祉課】 ○ 今後、補助金による事業を行う場合 は、入札方法を適切なものとするよう 指導を行った。

<p>提出していた。</p> <p>落札金額 20,046,078 円          予定価格 21,000,000 円          落札金額以外の見積金額          21,015,225 円～22,423,925 円</p> <p>(2) 財産の管理で適正でないものがあつた。          補助事業で設置した空調設備及びトイレ設備の保証書を紛失していた。          空調設備 (天井埋込型) 4 台          トイレ設備 3 台</p>	<p>○ 今後は、補助事業により取得した財産については、適正に管理するよう指導する。</p>
---	--

監 査 対 象 団 体	医療法人浄心会 (グループホームしらさぎ)
監 査 執 行 年 月 日	平成 24 年 10 月 4 日
<p>(監査の結果)</p> <p><b>【佐賀県障害福祉関係施設整備費補助関係】</b></p> <p>(1) 補助対象経費の取扱いについて、適正でないものがあつた。          補助対象経費として適当でない経費が含まれていた。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・基本設計料</li> <li>・外構工事に係る現場管理費、共通仮設費及び諸経費</li> <li>・2.6%を超える工事事務費</li> </ul> <p>(2) 補助対象となった施設が明確に区分されていなかった。          今回建設したグループホームは2棟(男子棟、女子棟)あるが、そのうち1棟が補助対象となっている。          しかしながら、交付申請書から実績報告書に至る一連の書類上、どちらの棟が補助対象であるか明確にされていなかった。補助対象となった財産について明確にし、適正に管理されたい。</p>	<p>(措置の内容)</p> <p><b>【所管課 障害福祉課】</b></p> <p>○ 今後、補助金による事業を行う場合は、補助要綱に定められた補助対象経費の確認を徹底するよう、指導した。</p> <p>○ 今後、補助金による施設の建設等の事業を行う場合には、凶面等で補助対象建物等を明らかにするよう、指導を行った。</p>

監 査 対 象 団 体	医療法人財団友朋会
-------------	-----------

	(嬉野温泉病院)
監 査 執 行 年 月 日	平成 24 年 7 月 19 日
<p>(監査の結果)</p> <p><b>【佐賀県医療施設耐震改修事業費補助関係】</b></p> <p>(1) 財産の管理について、適正でないものがあつた。</p> <p>補助対象物件を知事の承認を受けないで担保に供していた。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・担保物件の種類 抵当権 (根抵当権)</li> <li>・設定年月日 平成 24 年 1 月 26 日</li> <li>・極度額 8 億 5,200 万円</li> <li>・根抵当権者 (株)〇〇銀行</li> <li>・補助対象物件 新西病棟・新西外来棟</li> <li>・総事業費 1,164,137,250 円</li> </ul> <p>(2) 契約事務について、適正でないものがあつた。</p> <p>建築工事の請負業者を決定するために事前に作成した予定価格調書及び最低制限価格調書が証拠書類として保存されていなかった。</p>	<p>(措置の内容)</p> <p><b>【所管課 医務課】</b></p> <p>○ 直ちに補助対象物件に対する抵当権設定 (普通抵当権) を受けた旨を知事に申請させ、平成 25 年 3 月 29 日付で承認した。</p> <p>○ 建築工事の請負業者を決定するに当たり、事前に予定工事価格及び補助事業の基準単価に基づいて最低制限価格を設定し指名競争入札を行ったが、県が行う契約手続きの取扱いに準拠する証拠書類が不備であつた。今後、補助対象事業申請に当たっては厳正に対応するよう指導した。</p>

監 査 対 象 団 体	社団法人武雄杵島地区医師会 (武雄看護学校)
監 査 執 行 年 月 日	平成 24 年 7 月 24 日
<p>(監査の結果)</p> <p><b>【佐賀県看護師等養成所運営費補助関係】</b></p> <p>(1) 人件費の支払で、適正でないものがあつた。</p> <p>病休者に係る人件費の支払で、月の全期間 (2/1~2/29) を休んでいるものに対して、諸手当 (役職手当、技術手当、精勤手当、通勤手当) が支払われていた。</p> <p>支給額 役職手当 15,000 円</p>	<p>(措置の内容)</p> <p><b>【所管課 医務課】</b></p> <p>○ 速やかに補助対象経費から除外させた。以後検討し、病休者に係る人件費の支払いで、月の全期間を休んでいるものに対しては、次年度より諸手当を支払わないよう指導した。</p>

技術手当 15,000 円  
 精勤手当 7,000 円  
 通勤手当 20,000 円  
 諸手当合計 57,000 円

(2) 補助対象経費の取扱いについて、適正でないものがあった。

補助対象経費（備品購入費）の中に、補助対象外経費が含まれているものがあった。

	正当額	報告額	差額
看護科	769,263	777,902	△8,639
准看護科	579,769	581,928	△2,159
合計	1,349,032	1,359,830	△10,798

**【質の高い看護職員養成確保対策費補助関係】**

(1) 実績報告書の記載内容で不十分なものがあつた。

実績報告書（看護科）の別紙 3-(2)「事業報告書」の「事業の実施方法等」の記述が、交付申請書（看護科）の別紙 3-(2)「事業計画書」の「事業の実施方法等」とほぼ同じ記述となっていた。

実績報告書は、事業の実績に基づいた記述をされたい。

○ 速やかに補助対象経費から除外させた。今後は、同様の事例が生じないように注意するとともに、適正な取扱いに努めるよう指導した。

**【所管課 医務課】**

○ 速やかに事業の実績に基づいた報告書に訂正した。今後、適切な報告をするよう指導した。

監 査 対 象 団 体	社団法人佐賀県医師会 (成人病予防センター)
監 査 執 行 年 月 日	平成 24 年 9 月 18 日
(監査の結果) <b>【成人病予防センター機器整備事業費補助関係】</b> (1) 収支計算書に誤りがあつた。 佐賀県医師会成人病予防センター会計収支計算書に記載された補助金収入の決算額が誤っていた。 (正) 10,151,000 円	(措置の内容) <b>【所管課 健康増進課】</b>  ○ 翌年度の収支計算書において補正を行った。

<p>(誤) 10,150,000 円</p> <p>(2) 契約事務について、適正でないものがあった。</p> <p>補助金交付要綱では、「県が行う契約手続の取扱いに準拠しなければならないこと」という条件を定めているが、契約書は作成されておらず、注文書で処理されており、具体的な条件等が定められていなかった。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 契約内容 <ul style="list-style-type: none"> <li>検査システム向け地域支援システム構築</li> <li>10,185,000 円</li> </ul> </li> </ul>	<p>○ 平成 24 年度補助事業においては、具体的な条件等を定めた契約書を作成した。</p>
--	---

<p>監 査 対 象 団 体</p>	<p>一般社団法人伊万里有田会営薬局</p>
<p>監 査 執 行 年 月 日</p>	<p>平成 24 年 10 月 10 日</p>
<p>(監査の結果)</p> <p><b>【佐賀県高機能薬局施設整備事業費補助関係】</b></p> <p>(1) 補助金交付申請書及び実績報告書の対象経費の記載で適正でないものがあった。</p> <p>土地売買・賃貸手数料及び建築設計監理手数料等を「仲介料」として一括して記載していたが、適切な対象経費に区分し記載すべきであった。</p>	<p>(措置の内容)</p> <p><b>【所管課 薬務課】</b></p> <p>○ 課内における審査の厳正化を図ることにより、補助事業者に適切な指導ができるようにした。</p>

<p>監 査 対 象 団 体</p>	<p>佐賀商工会議所</p>
<p>監 査 執 行 年 月 日</p>	<p>平成 24 年 7 月 6 日</p>
<p>(監査の結果)</p> <p><b>【佐賀県小規模事業経営支援事業費補助関係】</b></p> <p>(1) 対象職員に対する休日勤務手当の支給で、適正でないものがあった。</p> <p>職員が休日勤務をし、振替休日が与えら</p>	<p>(措置の内容)</p> <p><b>【所管課 商工課】</b></p> <p>○ 休日勤務日及び時間を再確認し、労働基準法に則し再計算を行い、対象職員に平成 25 年 3 月 19 日に差額支給を</p>

れないときは、休日勤務手当を支給することとなっているが、支給されていないものがあつた。	行つた。 また、就業規則及び給与規程と関連規程の見直し作業中で年内の作業終了を目指している。
---	---

監 査 対 象 団 体	社団法人佐賀県観光連盟
監 査 執 行 年 月 日	平成 24 年 10 月 4 日
<p>(監査の結果)</p> <p><b>【社団法人佐賀県観光連盟補助関係】</b></p> <p>(1) 補助対象経費の取扱いについて、適正でないものがあつた。</p> <p>退職給与引当預金支出及び県から派遣された職員の人件費については、補助対象外であるが、補助対象経費に含めて補助金交付申請書及び実績報告書を提出していた。</p> <p>補助対象と誤っていた経費</p> <p>プロパー職員 2 名分 (退職給与引当預金)</p> <p>県派遣職員 1 名分 (時間外手当、通勤手当、勤勉手当、共済組合負担金)</p> <p>(2) 実績報告書の提出に際し、事業成果の記載方法を検討されたい。</p> <p>実績報告書が活動報告書となっており、事業活動による具体的な成果の記載がなされていない。事業成果の記載方法を検討されたい。</p>	<p>(措置の内容)</p> <p><b>【所管課 観光課】</b></p> <p>○ 平成 24 年度から、</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・プロパー職員 2 名分 (退職給与引当預金)</li> <li>・県派遣職員 1 名分 (時間外手当、通勤手当、勤勉手当、共済組合負担金)</li> </ul> <p>については、補助対象経費から除外し、補助金交付申請及び実績報告を行うこととした。</p> <p>○ 平成 24 年度の実績報告書から誘客実績やイベント等での集客数、ホームページのアクセス数など事業効果をより具体的に記載することとした。</p> <p>また、今後も定量的な効果測定など事業成果の記載方法について引き続き検討に努める。</p>

監 査 対 象 団 体	富士大和森林組合
監 査 執 行 年 月 日	平成 24 年 7 月 6 日
<p>(監査の結果)</p> <p><b>【佐賀県造林事業補助関係】</b></p> <p>(1) 補助事業の事業管理において、適正でないものがあつた。</p> <p>佐賀県造林事業実施要領運用規程の</p>	<p>(措置の内容)</p> <p><b>【所管課 林業課】</b></p> <p>○ 指摘後、森林組合に対し、担当者会議や竣工検査の際に指導を行い、佐賀県造林事業実施要領運用規程の「2 写</p>

<p>「2写真管理基準」において、完了部分における写真は、縦横にポール等を置いて植栽間隔が確認できるものと規定されているが、ポール等が置かれておらず、間隔が確認できない写真があった。</p> <p>(2) 補助金の代理受領で、委託者への補助金支払が遅延しているものがあった。</p> <p>補助金代理受領額 910,960円  (うち、補助金の代理申請及び代理受領手数料額10%)</p> <p>県の補助金交付年月日 平成23年12月20日  委託者への支払年月日 平成24年1月31日  補助金支払に要した期間 42日間</p>	<p>真管理基準」に基づいた管理を徹底させている。</p> <p>○ 事業実施主体に対し、県からの補助金交付後、速やかに委託者へ補助金を支払うよう指導した。以降、速やかに精算、支払が行われていることを確認している。(30日以内)</p>
---	--

<p>監 査 対 象 団 体</p>	<p>伊万里西松浦森林組合</p>
<p>監 査 執 行 年 月 日</p>	<p>平成24年7月10日</p>
<p>(監査の結果)</p> <p><b>【佐賀県造林事業補助関係】</b></p> <p>(1) 補助金代理申請に係る事務取扱手数料の取扱いで適正でないものがあった。</p> <p>佐賀県造林事業実施要領第10に定める「造林事業補助金申請事務取扱手数料」の料率を変更する場合は、知事に手数料変更届出書を提出することとなっているが、届出書が提出されていなかった。</p> <p>事務取扱手数料率  平成22年度まで10% → 平成23年度30%</p> <p>(2) 造林事業委託契約書に定める精算報告書が、受託者(組合員)に提出されていないものがあった。</p> <p>事業実施にあたって、受託者(組合員)と森林組合で造林事業委託契約書が締結されている。</p> <p>契約書では森林組合は、事業の実施状況の報告(第3条)、事業終了後の確認及び受託事業精算書の受託者へ提出(第4条)</p>	<p>(措置の内容)</p> <p><b>【所管課 林業課】</b></p> <p>○ 森林組合に対し、造林事業補助金申請事務取扱手数料の料率の変更届を速やかに提出するよう指導した。</p> <p>平成24年7月13日付けで、変更届が提出された。</p> <p>○ 森林組合に対し指導を行った結果、各受託者に対し精算報告書が提出されていることを確認している。</p>

が定められているが、精算報告書が受託者（組合員）に提出されていなかった。	
--------------------------------------	--

監 査 対 象 団 体	神埼町土地改良区
監 査 執 行 年 月 日	平成 24 年 9 月 26 日
<p>(監査の結果)</p> <p><b>【佐賀県地域農業水利施設ストックマネジメント事業補助関係】</b></p> <p>(1) 工事請負契約の事務手続きについて、適正でないものがあった。</p> <p>① 当該補助事業における工事を指名競争入札により執行しているが、土地改良区が行う指名業者の選定及び決定業務を市に一任していた。</p> <p>② 工事の執行にあたって、理事会の議決を経ていなかった。</p>	<p>(措置の内容)</p> <p><b>【所管課 農地整備課】</b></p> <p>○ 指名業者の選定及び決定業務については、市からの推薦を受けて、理事会に諮ったうえで執行するよう改めている。</p> <p>また、工事執行手続きの明確化・体系化を図るため、「工事執行規程」を作成し、7月19日の理事会で承認を受けた。</p> <p>○ 個別の工事事業計画について、平成25年度の総代会に諮るとともに、工事の執行についても理事会の議決を経るよう改めた。</p>

監 査 対 象 団 体	ハウステンボス連携誘客プロジェクト
監 査 執 行 年 月 日	平成 24 年 9 月 28 日
<p>(監査の結果)</p> <p><b>【佐賀県新幹線活用地域づくり事業費補助関係】</b></p> <p>(1) 補助対象経費の取扱いについて、適正でないものがあった。</p> <p>ハウステンボス周遊観光協議会の構成員である武雄市の年会費を、ハウステンボス連携誘客プロジェクトで、佐賀県新幹線活用地域づくり事業費補助金の補助対象</p>	<p>(措置の内容)</p> <p><b>【所管課 新幹線・地域交通課】</b></p> <p>○ 実績報告書の修正報告を受け、返還がないことを確認した。今後は、補助対象経費の取扱いについて、適正な処理を行う。</p>

経費として支出していた。

年会費 200,000 円、振込手数料 840 円

(2) ツアーバス業務委託の契約内容で適正でないものがあった。

当協議会は、ハウステンボスと共催で、ハウステンボスと武雄市間のツアーバス運行を契約し、その運行業務と利用促進活動をハウステンボスの子会社であるエイチ・テイ・ビー観光(株)に委託している。

バス運行経費については、当協議会とハウステンボスで負担することとして補助事業申請がなされていたが、ハウステンボスとの運行経費等の負担割合等を締結した書類がなく、エイチ・テイ・ビー観光(株)との委託契約書のみが存在し、経費の全体額が把握できる契約書となっていなかった。実績報告書においても当協議会の支出額のみ報告となっており、補助金申請書に基づく実績報告書となっていなかった。

経費の全体額が把握できるように、当協議会とハウステンボスとの経費の負担割合の覚書を締結したうえで、エイチ・テイ・ビー観光(株)と委託契約を締結するとともに、実績報告書には、経費の全体額が把握できる収支決算書を提出すべきであった。

また、ツアーバスの乗車料金については、当協議会でなく、委託先であるエイチ・テイ・ビー観光(株)が収受することが業務委託仕様書の中で定められていたが、収受の根拠が明らかでなく、業務委託契約書にも規定されておらず、乗車料金に対する報告等も徴取されていなかった。

(3) 事業実施に基づく効果の検証が不十分であった。

○ ハウステンボスとの経費の負担割合を定めた覚書を締結するとともに、経費の全体額が把握できる収支決算書を提出させるよう指導した。

また、ツアーバスの乗車料金をエイチ・テイ・ビー観光(株)が収受する根拠を明らかにし、乗車料金に対する報告を徴取するよう指導した。

今後は、適正な委託業務が行われるよう、適切な指導を行う。

○ 今後は、事業実施に基づく効果の検証を十分行い、実績報告書に記載する

<p>当協議会は、ハウステンボスと武雄を結ぶ「ツアーバス」を運行し、ハウステンボス及び武雄宿泊の周遊観光プラン造成を目指すものであるが、ツアーバス実施による周遊観光プラン造成の取組が実績報告書に記載されてなく、効果の検証が不十分であった。</p>	<p>よう指導した。</p>
---	----------------

<p>監 査 対 象 団 体</p>	<p>嬉野温泉周遊観光二次交通整備推進会</p>
<p>監 査 執 行 年 月 日</p>	<p>平成 24 年 10 月 2 日</p>
<p>(監査の結果) 【佐賀県新幹線活用地域づくり事業費補助関係】 (1) ツアーバスの利用者の増加を図らねたい。 ハウステンボスと嬉野温泉の周遊観光地づくりを目指して、ハウステンボスと嬉野温泉を結ぶ「ツアーバス」を運行したが、平均乗車人数の目標が 20 人であったのに対し、実績は 2.3 人となっており目標を大きく下回っていた。 PR等を積極的に実施する等して、利用者の増加を図らねたい。</p>	<p>(措置の内容) 【所管課 新幹線・地域交通課】 ○ ツアーバスの利用者の増加に向け、積極的かつ効果的な広報PRに努める。</p>

<p>監 査 対 象 団 体</p>	<p>佐賀県世界遺産フェスタ等実行委員会</p>
<p>監 査 執 行 年 月 日</p>	<p>平成 24 年 7 月 2 日</p>
<p>(監査の結果) 【佐賀県世界遺産フェスタ等実行委員会負担金関係】 (1) 実行委員会の規程の制定で、会長の決裁がなされていなかった。 実行委員会の決裁等規程及び会計処理規程を制定するにあたり、決裁文書に決裁権者である会長の押印がなかった。</p>	<p>(措置の内容) 【所管課 文化課(世界遺産登録推進室)】 ○ 会長に規程案を示し、口頭により承認を得たものの、印を持参されていなかったため、その場では押印が得られなかったことから、決裁文書に確認済みと記載するにとどまっていたものである。 決裁文書には決裁権者の押印を得る</p>

<p>(2) 予算の流用事務について、適正でないものがあつた。</p> <p>会計処理規程第8条において、流用による当該科目の増加額が流用前の2割以内である場合又は流用額が40万円未満である場合は、事務局長の承認を必要とするが、承認を得ないまま流用を行つていた。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・委託料（佐賀県世界遺産フェスタ委託料） 流用額 40,000円</li> </ul>	<p>よう徹底した。</p> <p>○ 会計事務については、会計処理規程等を遵守のうえ、適切に事務処理を行うよう努める。</p>
--	--

<p>監 査 対 象 団 体</p>	<p>社団法人佐賀県造園建設業協会</p>
<p>監 査 執 行 年 月 日</p>	<p>平成24年8月7日</p>
<p>監査の結果)</p> <p><b>【2013 順天湾国際庭園博覧会庭園出展事業負担金関係】</b></p> <p>(1) 負担金に係る収支予算の補正手続で、適正でないものがあつた。</p> <p>通常総会の議決により、収支予算の補正については理事会に委任され、負担金に係る収支予算の補正について、平成24年2月29日の理事会で承認されているとのことであるが、議事録が作成されていなかった。</p> <p>(2) 負担金事業が一般会計で処理されているため、次期への繰越額が明確になっていなかった。</p> <p>負担金事業については、他の事業と明確に区分するため別会計を設ける等し、そのうえで、総会の議決を受けられたい。</p>	<p>(措置の内容)</p> <p><b>【所管課 国際交流課】</b></p> <p>○ 理事会の開催にあたっては、定款の定めに従い、必ず議事録の作成を行うよう改めた。</p> <p>○ 当該負担金事業については、平成25年度会計から特別会計を設け、総会の議決を経るよう改めた。</p>

<p>監 査 対 象 団 体</p>	<p>佐賀県産業人材確保プロジェクト推進会議</p>
--------------------	----------------------------

監 査 執 行 年 月 日	平成 24 年 7 月 4 日
<p>(監査の結果)</p> <p><b>【佐賀県産業人材確保プロジェクト事業負担金関係】</b></p> <p>(1) 予算の流用事務について、適正でないものがあつた。</p> <p>会計処理規程第 9 条において、流用による当該科目の増加額が流用前の予算額の 2 割以内である場合は、事務局長の承認を必要とするが、承認を得ないまま流用を行っていた。</p> <p>(2) 監事による監査報告が総会後に行われていた。</p> <p>平成 23 年度の収支決算については、平成 24 年 4 月 24 日に開催された総会に「見込み」として報告され、監事による監査報告は平成 24 年 6 月 13 日付けで提出されていた。</p>	<p>(措置の内容)</p> <p><b>【所管課 雇用労働課】</b></p> <p>○ 今後、予算執行にあたっては会計処理規程に沿った適正な事務処理を行うよう指導を行った。</p> <p>○ 今後は、規約に従い、監事による監査を受けた上で、総会に諮るよう指導を行った。</p>

監 査 対 象 団 体	公益社団法人佐賀県トラック協会
監 査 執 行 年 月 日	平成 24 年 10 月 4 日
<p>(監査の結果)</p> <p><b>【佐賀県運輸事業振興助成交付金関係】</b></p> <p>(1) 交付金事業のうち、事業計画及び予算の承認を受けないまま実施されているものがあつた。</p> <p>補助金交付要綱では、交付金の用途区分として、融資を円滑にするため基金への造成(積立)が交付対象となっている。基金への積立については、事業計画及び予算の承認は受けているが、基金を財源として実施する会員への融資に対する利子補給事業について、総会での実施計画及び予算の承認を受けないままに実施されていた。</p> <p>平成 23 年度利子補給額 17,002,256 円 うち基金処分量 10,230,069 円</p>	<p>(措置の内容)</p> <p><b>【所管課 商工課】</b></p> <p>○ 会員への融資に対する利子補給事業について、平成 25 年 5 月 29 日開催の平成 25 年度通常総会において、平成 24 年度基金造成実績及び平成 25 年度基金造成計画について承認を得た。</p> <p>また、収支状況については、前掲造成実績及び造成計画に適正な利子補給額、全国トラック協会補助金収入を明記し、年間の収支状況を明確にした。</p>

(基金処分額) // 基金の運用利息 2,721,922 円 (利子補給金に充当) // 全国トラック協会 4,050,265 円 <u>補助金収入 (利子補給金に充当)</u> 利子補給金の決算額 12,951,991 円 (決算書の計上額)	
<p>当団体の基金運営要領では、運輸振興助成交付金からの近代化基金への繰入や近代化基金の預託によって発生する受取利息は、特別会計で管理することとなっているが、通帳で管理され、年間の収支の状況が報告されておらず、適正な利子補給額、全国トラック協会補助金収入の報告がなされていなかった。</p>	

監 査 対 象 団 体	佐賀県障害者スポーツ協会 (勤労身体障害者教養文化体育館)
監 査 執 行 年 月 日	平成 24 年 8 月 27 日
(監査の結果) <b>【公の施設：勤労身体障害者教養文化体育館関係】</b> (1) 体育館の運営に関する業務で、適正でないものがあつた。 総合福祉センター管理規則第 18 条では、体育館の開館時間は、午前 9 時から午後 9 時までを含む 12 時間以上とされている。この規定に基づき、指定管理者は午前 9 時から午後 9 時まで開館するとされ、職員が配置されているが、労働基準法に定められた休憩時間が取れない職員配置になっていた。  (2) 協定書に基づく規程の整備がされていないものがあつた。 管理運営に関する協定書第 23 条では業	(措置の内容) <b>【所管課 スポーツ課】</b> ○ 管理職員 1 人の勤務時間を次の勤務時間に変更し改善した。 勤務時間 (昼・夜 勤務交代制) 土日祝日 9:00~15:00 6 時間 15:00~21:00 6 時間  ○ 事務室内の書類を再度点検したところ、「管理に係る文書の情報公開に関する要綱」及び「勤労身体障害者教養文

<p>務に係る情報公開について、同第 27 条では個人情報の開示請求に対する対応等について、必要な規程を整備するものとされているが、整備されていなかった。</p> <p>(3) 備品の取扱いで、適正でないものがあった。</p> <p>勤労身体障害者教養文化体育館の管理運営に関する協定書第 11 条第 5 項で、団体の負担により購入又は調達した備品又は団体が自ら所有する備品を体育館に持ち込み、管理運営業務の用に供する場合は、県が定める備品台帳とは別の管理簿を作成し、管理するものとする規定されているが、県所有の備品と団体所有の備品が混じった管理簿が作成されており、所有備品の区分が不明瞭であった。</p> <p>また、団体の自己負担により新たに購入した備品の管理簿への記載がなかった。</p>	<p>化体育館の個人情報保護に関する要綱」を整備していた。</p> <p>なお、書類の管理が不十分であったためこのような指導を受けており、今後は書類の管理を十分に行う。</p> <p>○ 備品の現品照合を行い県の備品については県の備品台帳へ記載した。</p> <p>また、当協会で購入した備品については、当協会の管理簿へ記載した。</p>
---	---

<p>監 査 対 象 団 体</p>	<p>佐賀県ヨット連盟 (佐賀県ヨットハーバー)</p>
<p>監 査 執 行 年 月 日</p>	<p>平成 24 年 10 月 16 日</p>
<p>(監査の結果)</p> <p><b>【公の施設：佐賀県ヨットハーバー関係】</b></p> <p>(1) 佐賀県ヨット連盟組織と指定管理受託組織が、異なっていた。</p> <p>ヨット連盟の会計や事務を処理するのは、役員である事務局長となっているが、指定管理では、指導員となっていた。</p> <p>(2) 使用料を納期後に徴収しているものがあった。</p> <p>条例では、研修室、宿泊室及び艇置場(1</p>	<p>(措置の内容)</p> <p><b>【所管課 スポーツ課】</b></p> <p>○ 指定管理業務に指導員は当たっておらず誤って事業計画書に記載してしまった。なお、平成 24 年度の指定管理受託組織は修正した。</p> <p>○ 条例を遵守し、納期限内に徴収するよう利用者へ催促等を徹底する。</p>

日単位の使用を除く)を使用する場合の納期は使用日の1週間前まで、また艇置場を1日単位で使用する場合の納期は使用の際と規定されているが、納期後に徴収しているものがあった。

(3) 使用許可申請の受付期限を定めていなかった。

仕様書では、研修室、宿泊室及び艇置場(1日単位の使用を除く)を使用する場合は、指定管理者の定める日までに使用許可申請を受け付けることと規定されているが、使用許可申請の受付期限を定めていなかった。

(4) 使用許可をしないまま、使用させているものがあった。

(5) 使用許可及び使用料減免申請を別途行う必要があるものがあった。

平成23年8月19日～平成23年8月23日に開催された第43回日本オプティミストセーリング選手権大会において、当初宿泊室を5人で延べ17泊使用する予定であったが、大会初日に急きょ宿泊者が1名増え4泊分追加となったことから、追加者分を既に減免手続き及び許可手続きが終了した当初の使用許可書及び使用料減免申請書に追記していた。

また、同大会において、艇置場を1日当たり141艇、8月20日～8月23日の4日間使用する予定であったが、大会初日の8月19日に艇置場を使用する136艇の徴収漏れに8月20日過ぎに気づいたことから、136艇分を既に減免手続きが終了した

○ 納期限は、施設等を使用する際の1週間前までと定めているので、使用許可申請書の受付期限も1週間までと定めた。

○ 今後このようなことがないように、利用者の使用期限等を取りまとめた一覧表を作成するなど、適正な事務処理に努める。

○ 追加等があった場合は、すぐに申請書を提出するように指導するとともに、利用者に再申請が必要であることの事前アナウンスを行う。また、艇置場の徴収漏れについては、単純な計算ミスによるものであるため、今後、職員間でのダブルチェック等を行い徴収漏れがないよう事務処理を改善する。

<p>当初の使用料減免申請書に追記していた。</p> <p>(6) 指定管理運営業務仕様書に定める施設の保全計画書の作成及び県への提出がされていなかった。</p> <p>仕様書3施設の維持及び管理に関する業務の基準の(1)建築物及び設備等の保守管理の中で、「指定管理者は、施設を安全かつ安心して使用できるよう、日常的に点検を行い、利用者等の安全を確保するとともに、施設の予防保全に努めることとする。なお、指定管理者は、あらかじめ次年度に必要となる施設の保全計画を作成し、県に提出すること。」と定められているが、施設の保全計画書の作成及び県への提出がされていなかった。</p>	<p>○ 施設の保全計画書は、事業計画書と一緒に提出することに改めた。平成24年度分については、適切に処理したところである。</p>
---	--

## 2-2 各所管課及び関係課に対するもの

### 【出資団体等関係】

監 査 対 象 団 体	財団法人佐賀県教育文化振興財団 (佐賀県黒髪少年自然の家)
所 管 課	ま な び 課
<p>(監査の結果)</p> <p><b>【公の施設：佐賀県黒髪少年自然の家関係】</b></p> <p>(1) 管理運営業務事業報告書の審査で、不十分なものがあつた。</p> <p>事業報告書で、事業計画に対する実績の記載漏れがあつたにもかかわらず、所管課は、修正指示を行うことなく受理していた。指導及び審査を徹底されたい。</p>	<p>(措置の内容)</p> <p>○ 事業報告書で記載漏れがあつた事項については、直ちに訂正するよう指導した。</p> <p>今後は、記載漏れがないよう審査体制の強化を行うとともに、財団とも連絡の徹底を行う。</p>
監 査 対 象 団 体	地方独立行政法人佐賀県立病院好生館
所 管 課	医 務 課

<p>(監査の結果)</p> <p><b>【県立病院移転改築事業費補助関係】</b></p> <p>(1) 補助金の交付決定が遅延していた。 補助金交付申請書は平成23年10月31日付けで提出されていたが、交付決定は翌年1月17日であり、交付決定までに2か月半ほど要していた。</p>	<p>(措置の内容)</p> <p>○ 同補助事業は平成24年度で完了しているため、今後、類似する補助事業を実施する場合は、事務処理期間の短縮に努め、各補助金交付要綱に規定する標準処理期間を遵守するとともに、適正な補助金事務の執行に努める。</p>
--	--

監 査 対 象 団 体	財団法人佐賀県アイバンク協会
所 管 課	健 康 増 進 課
<p>(監査の結果)</p> <p><b>【出資団体関係】</b></p> <p>(1) 団体への指導で、不十分なものがあつた。 団体の寄附行為第10条で、本協会の事業計画及びこれに伴う予算は、理事長が作成し、佐賀県知事に届け出なければならないと規定されているが、届出がされていなかった。 また、同寄附行為第12条で、本協会の事業報告及び収支計算は、理事長が事業報告書、収支計算書、財産目録等として作成し、佐賀県知事に報告しなければならないと規定されているが、報告がされていなかった。</p>	<p>(措置の内容)</p> <p>○ 平成25年2月29日付けで平成24年度事業計画及び予算書、平成23年度事業報告及び収支決算の報告を受理した。 今後は寄附行為の規定を遵守するよう指導した。</p>

監 査 対 象 団 体	公益財団法人佐賀県地域産業支援センター (佐賀県地域産業振興センター・佐賀県立九
-------------	---

	州シンクロトロン光研究センター)
所 管 課	新産業・基礎科学課
<p>(監査の結果)</p> <p><b>【出資団体関係】</b></p> <p>(1) 応援基金事業（中小企業、農商工連携）の事業実施を踏まえ、基金規模の見直し及び事業実施の取組に対するセンターへの指導・助言を徹底されたい。</p> <p>中小企業応援基金は事業実施から4年、農商工連携応援基金にあつては3年を経過している。両事業とも事業実施期間（10年間）の3分の1を経過し、基金の運用額に対して応募件数が少なく、運用額に残額が生じていることから、事業者ニーズの調査を行い、応援基金事業実施要領に定める基金規模の適正化を実施されたい。</p>	<p>(措置の内容)</p> <p>○ 基金の運用額に残額が発生していることから、支援センターに対し、</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・商工団体や農業団体、市町の担当課への周知及び連携強化</li> <li>・セミナー等の開催による申請者の掘り起し</li> <li>・新聞広告等を活用した制度の周知の徹底</li> </ul> <p>等の指導を行った。</p> <p>また、平成25年度には申請の掘り起しやマッチング等を行う農商工連携アドバイザーを設置したところであり、こういった取組みを通じ繰越額の低減に努めたい。</p> <p>なお、指摘をうけ制度の周知や申請の掘り起しに努めた結果、平成25年度の第1回目の助成事業の公募においては、</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・中小企業応援基金</li> </ul> <p>※（ ）は平成23年度1回目の数字</p> <p>新製品開発 10件（2件） 販路開拓 8件（3件）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・農商工連携応援基金</li> </ul> <p>新製品開発 7件（5件）</p> <p>の応募があつたところである。</p> <p>センターへの相談状況をみても、応募件数は増加する傾向にあり、事業者のニーズがあるものと考えている。</p> <p>よって、基金の規模を今すぐ見直す必要はないと考えている。</p>

監 査 対 象 団 体	公益財団法人佐賀県地域産業支援センター
所 管 課	新産業・基礎科学課、国際戦略グループ

<p>(監査の結果)</p> <p><b>【財団法人佐賀県地域産業支援センター運営費補助関係】</b></p> <p>(1) 補助金交付要綱で、見直しの検討を要するものがあった。</p> <p>海外拠点整備事業で、パソコン等が整備されているが、財産処分の制限について検討されていなかった。補助事業で財産の整備を対象とする場合は、財産処分の制限について検討し、制限が必要なものがあれば規定を整備されたい。</p>	<p>(措置の内容)</p> <p>○ 補助金交付要綱（平成 25 年度分補助金適用）において、財産処分の制限について規定を行った。</p> <p>(規定した主な事項)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 5 万円以上の取得財産に関して取得財産管理台帳を備え管理すること</li> <li>・ 財産の処分制限期間を経過する以前に財産を処分する際は知事の承認を受けること</li> <li>・ 財産を処分したことにより収入があった場合は、交付した補助金の全部又は一部に相当する金額を県に納付させることができること</li> </ul>
---	---

監 査 対 象 団 体	公益社団法人佐賀県農業公社
所 管 課	農 産 課
<p>(監査の結果)</p> <p><b>【佐賀県農地保有合理化促進対策費補助関係】</b></p> <p>(1) 実績報告書の審査で、不十分なものがあった。</p> <p>農地保有合理化促進対策費補助金の実績報告書で、土地買入資金助成費の実績額が誤っていた。実績報告書の審査を徹底されたい。</p>	<p>(措置の内容)</p> <p>○ 補助金実績の土地買入資金の助成額の確認を徹底するため、</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 助成額を算定した計算書</li> <li>・ 対象経費の確認資料</li> </ul> <p>を実績報告に添付し、農産課で金額のチェックを行った。</p> <p>また、平成 25 年度から交付要綱を改正し、確認資料を添付することを義務づけた。</p>
監 査 対 象 団 体	社団法人佐賀県畜産協会
所 管 課	畜 産 課

<p>(監査の結果)</p> <p><b>【佐賀県肉用牛肥育経営安定特別対策事業費補助関係】</b></p> <p>(1) 補助金交付申請書及び補助金交付請求書の審査について、適正でないものがあった。</p> <p>肥育牛の生産者積立金単価において、積立対象頭数の一部に旧単価を適用すべきところ、誤って新単価が適用されていたことから、総事業費に誤りがあった。</p> <p>補助金交付申請書及び補助金交付請求書の審査については、適正にされたい。</p>	<p>(措置の内容)</p> <p>○ 審査のミスをなくすため、補助金交付申請書、補助金交付請求書について、旧単価分と新単価分を分けて記載するように様式を改善したところである。</p>
--	--

監 査 対 象 団 体	公益社団法人佐賀県農業公社
所 管 課	空 港 課
<p>(監査の結果)</p> <p><b>【農地保有合理化事業特別資金貸付金関係】</b></p> <p>(1) 代替農地の一時貸付に伴う収支差額の取扱いについて、検討すべきものがあった。</p> <p>代替農地については、善良なる管理を行うため、公社では農家に一時貸付がなされている。一方、農地の管理経費は、土地改良区への負担金や農地維持費が支出され、収支差額が発生しているが、この貸付収入と管理経費との収支差額の取扱いを協議しないまま、現在に至っている。</p> <p>については、代替農地に係る収支差額の取扱いを、早急に公社と協議されたい。</p> <p><b>[監査意見]</b></p> <p>(1) 代替農地の必要性について</p> <p>県は、佐賀空港用地の代替地として、農地保有合理化事業特別資金を貸付し、代替農地を長期に亘って公社に保有・管</p>	<p>(措置の内容)</p> <p>○ 農業公社では、代替農地を良好な状態に保つため、一時貸付をおこなっている。</p> <p>これに伴って発生した収入はすべて管理経費に充てているものであり、今後も代替農地の良好な管理に必要な経費として取り扱われるものと考えるが、適切に行われるよう引き続き農業公社と協議していきたい。</p> <p>○ 公社が保有する代替農地については、売却を行うことを基本と考えるが、現在、有明佐賀空港の国際化に向けて、LCC（格安航空会社）の誘致活動の</p>

理させている。

県では、佐賀空港開港後 13 年が経過した現在、東京便の増便（5 便化）への取組と合わせて、佐賀空港の国際化に向けて、LCC（格安航空会社）の誘致活動の取組が進められている。

こうした中、将来的に就航先の拡大や便数の充実などにより、滑走路等の空港施設の拡充の必要性が出てくることが想定されるとして、現在まで公社に代替農地として保有・管理させている。

しかしながら、空港建設当時と比較し、社会情勢や農業情勢も変化していることから、空港施設の拡充に伴う代替農地については、庁内関係部局で議論のうえ、その必要性を検討されたい。

(2) 農地保有合理化事業特別資金貸付に係る貸付期間の延長について

公社では、代替農地を適切に管理するため、地元の農業委員会による斡旋で、農家に一時貸付利用がなされているが、特別資金貸付金の貸付期間が 1 年限りの更新となっていることから、農家への一時貸付期間も 1 年限りとなっている。

このため、毎年、農業委員会を通じて農地の貸付募集（公募）の実施と貸付者決定のための選考会を開催するなど、代替農地の管理が煩雑なものとなっている。

そこで、代替農地を農家の規模拡大、農地の集団化等の農地保有の合理化に資するとともに、管理事務手続きを簡素化するため、特別資金の貸付期間を現在の 1 年から 3～5 年程度に延長できないか検討されたい。

取組を進めているところである。

こうした中で、将来的に就航先の拡大や便数の充実などにより、滑走路等の空港施設の拡充の必要性が出てくることも想定されることから、今後も関係部局と協議しながら代替農地の取扱いについて検討していきたいと考えている。

○ 将来的に就航先の拡大や便数の充実などにより、滑走路等の空港施設の拡充の必要性が出てくることも想定されるが、施設拡張の実施決定から代替農地を要するまでにある程度の期間を要すことから、今後、関係機関と協議しながら、貸付期間の複数年延長について検討していきたい。

【補助金等交付団体関係】

監 査 対 象 団 体

佐賀から元気を送ろうキャンペーン実行

	委員会
所 管 課	男女参画・県民協働課
<p>(監査の結果)</p> <p><b>【佐賀県新しい公共の場づくりのためのモデル事業費補助金関係】</b></p> <p>(1) 補助金交付事務で、適正でないものがあった。</p> <p>補助事業に要する経費の配分の30%を超える変更があったにもかかわらず、変更交付申請をさせずに、実績報告書を受理していた。</p> <p>(2) 実績報告書の記載内容が不適切だった。</p> <p>補助金交付申請書の収支予算書には細事業ごとに支出予定額が記載されていたが、実績報告書の収支決算書には細事業ごとの支出額の内訳が記載されておらず、申請内容と事業実績との対比ができていなかった。</p>	<p>(措置の内容)</p> <p>○ 交付要綱で、「補助事業に要する経費の30%以内の増減で補助金額に影響を及ぼさない変更については、この限りではない。」と規定しており、これに該当するため変更交付申請は不要と考えていた。</p> <p>平成24年度の事業実施にあたっては、補助事業に要する経費の配分の30%を超える変更がある場合は、変更交付申請を行うように事務処理を改めた。</p> <p>○ 平成24年度の事業実施にあたっては、補助事業者に対して、申請内容と事業実績との対比ができるように記載するよう指導を行った。</p>

監 査 対 象 団 体	学校法人昭和学園ほか74団体
所 管 課	こども未来課
<p>(監査の結果)</p> <p><b>【佐賀県私立幼稚園運営費補助】</b></p> <p>(1) 補助金交付要綱で、改正を要するものがあった。</p> <p>① 佐賀県補助金等交付規則第4条第3項に定める補助金交付申請処理に係る標準的な期間について、定められていなかった。</p>	<p>(措置の内容)</p> <p>○ 要綱を改正し、標準処理期間の定めを設けた。</p>

<p>② 要綱第4条の規定により、国、県及び市町から受ける他の補助金の対象となる経費は交付対象経費から除かれるとされているが、補助事業に要する経費見込書(別紙様式第2号)及び補助事業実績報告書(別紙様式第4号)の様式には、交付対象経費ではなく、補助金収入額を除くようにするなど、要綱本文と様式の内容が一致しないものがあった。</p>	<p>○ 要綱本文を改正し、交付対象経費から補助金収入相当額を除くこととし、要綱本文と様式の内容が一致するよう改めた。</p>
--	---

<p>監 査 対 象 団 体</p>	<p>学校法人昭和学園ほか71団体</p>
<p>所 管 課</p>	<p>こども未来課</p>
<p>(監査の結果)  <b>【佐賀県私立幼稚園預かり保育推進事業費補助】</b>  (1) 補助金交付要綱で、改正を要するものがあった。  要綱第4条の規定により、補助対象経費は他の補助金の交付の対象となる経費を除くとされているが、事業計画書及び事業実績報告書中 5(1) 補助対象経費の算定では、補助対象経費ではなく補助金額を控除するようになっていた。</p>	<p>(措置の内容)  ○ 要綱を改正し、補助対象経費から補助金収入相当額を控除することとした。</p>

<p>監 査 対 象 団 体</p>	<p>学校法人松尾学園ほか8団体</p>
<p>所 管 課</p>	<p>こども未来課</p>
<p>(監査の結果)  <b>【佐賀県私立中学校・高等学校運営費補助】</b>  (1) 補助金交付要綱で、改正を要するものがあった。  ① 佐賀県補助金等交付規則第4条第3項に定める補助金交付申請処理に係る標準的な期間について、定められていなかった。  ② 学校の運営・生徒の教育に直接的に</p>	<p>(措置の内容)  ○ 要綱を改正し、交付申請処理に係る標準的な期間について定め、補助対象経費についても、要綱に明記することとした。</p>

<p>関わる経費以外の経費は補助対象外として運用されているが、交付要綱には、その旨明記されていない。</p>	
--	--

監 査 対 象 団 体	学校法人伊万里学園ほか5団体
所 管 課	こども未来課
<p>(監査の結果)</p> <p><b>【佐賀県私立高等学校授業料減免補助】</b></p> <p>(1) 補助金の交付決定が遅延していた。</p> <p>平成23年8月30日付けで補助金交付申請書が提出されているにもかかわらず、事務処理の遅れにより、平成24年2月15日付けで補助金の交付決定がされていた。</p> <p>(2) 補助金交付要綱で、改正を要するものがあった。</p> <p>佐賀県補助金等交付規則第4条第3項に定める補助金交付申請処理に係る標準的な期間について、定められていなかった。</p>	<p>(措置の内容)</p> <p>○ 交付決定事務を速やかに行うよう努める。</p> <p>○ 要綱を改正し、交付申請処理に係る標準的な期間について定めることとした。</p>

監 査 対 象 団 体	佐賀県ヨット連盟
所 管 課	ス ポ ー ツ 課
<p>(監査の結果)</p> <p><b>【佐賀県ヨット連盟運営事業費補助金関係】</b></p> <p>(1) 補助金交付要綱で、補助対象経費の取扱いが不明確であった。</p> <p>要綱第1条の趣旨では、海洋スポーツの普及振興を図るため、予算の範囲内で補助金を交付すると規定されている。</p> <p>一方、要綱第2条の補助対象経費では、指導業務に従事する者の人件費と規定されている。</p> <p>この普及振興を図るための指導業務の定義を、曖昧にしたまま、補助金交付申請</p>	<p>(措置の内容)</p> <p>○ 佐賀県ヨット連盟では、海洋スポーツの普及振興を図るため、小中高生のヨット教室、各種競技大会の開催、玄海セーリングクラブとしての指導、高校生の強化等に取り組まれているが、高校生の強化においては、唐津市内の高校生の学校体育で行う部活動の指導であるため、ヨット連盟としての事業と、学校体育の部活動として行う強化とを区分し、佐賀県ヨット連盟が行な</p>

の事業計画及び実績報告の事業実績では、休日や時間外を含めたヨットの競技力の向上から普及振興まで幅広く記載されたものが提出され、県は、それを審査し、そのまま受理している。

このため、普及振興を図るための指導業務は、交付申請書や実績報告書に記載された内容と考えられるが、県は、補助対象外の業務が含まれているとの認識である。

このように、補助金交付申請書及び実績報告書の不適切な審査が続けられていた。

(2) 補助金交付要綱で、改正を要するものがあつた。

佐賀県補助金等交付規則第4条第3項に定める補助金交付申請処理に係る標準的な期間について、定められていなかった。

(3) 補助対象経費である退職手当積立金の予算措置がされていなかった。

補助金交付要綱の補助対象経費は、「佐賀県ヨット連盟が雇用し、佐賀県ヨットハーバーにおいて指導業務に従事する者のうち知事が特に必要と認める者の人件費」となっており、給料、諸手当、各種保険料、退職手当積立金となっている。

しかしながら、県が年度当初に通知した内示額（限度額）には、退職手当積立金の額が内示されないままに補助金申請及び交付決定がなされており、団体の退職積立金に不足が生じる結果となっていた。

なお、退職手当積立金の預金通帳によると、平成19年度まで積立がなされているが、それ以降の積立措置がなされていなかった。

補助対象職員（3名）に係る退職手当積立必要額  
9,787,770 円

う社会体育の事業のみを補助金交付の対象とするよう精査を行う。

○ 補助金交付申請処理に係る標準期間について定めるよう、交付要綱を改正した。

○ 退職手当積立金については、平成19年度まで積立をおこなっていたが、平成20年度は、積立額が必要額以上に積み立てられていたため、予算化していなかった。

その後、平成21年度から平成24年度まで、退職手当積立金の積立がなされずにきた。

そのため、H25年度の当初予算で、退職積立金の不足額4,547,179円を予算化した。

佐賀県ヨット連盟退職積立金積立額  
5,240,591 円  
〃 退職手当積立不足額 4,547,179 円  
(平成 24 年 3 月 31 日現在)

【指定管理関係】

- 1) 指定管理業務に含めることができない業務を、行わせていた。

使用料の減免は、条例に基づき、知事の権限であるにもかかわらず、管理運営業務仕様書で指定管理者に、その業務を行わせていた。

- (2) 指定管理運営業務仕様書に定める施設の保全計画書の県への提出を指導していなかった。

佐賀県ヨットハーバー(指定管理施設)は、昭和 63 年 3 月に建設され、23 年が経過している。

所管課は、利用者が施設等を安全かつ安心して使用できるよう、常に施設等の予防保全に努めなければならない。そのためにも、指定管理者から施設の保全計画書を提出させ、施設等の保全状況を把握しておく必要がある。

- (3) 使用料の納期で、指導及び検討を要するものがあつた。

条例では、研修室、宿泊室及び艇置場(1 日単位の使用を除く)を使用する場合の納期は使用日の 1 週間前まで、また艇置場を 1 日単位で使用する場合の納期は使用の際と規定されているが、納期後に徴収しているものがあつた。

前回の監査においても同様な事例がみられたことから、団体に対し、納期内徴収を指導するとともに、実態に即した納期に

○ 使用料の減免業務は、知事の権限であるため、使用料の減免申請が提出された際には、その都度メール等により佐賀県ヨット連盟から所管課へ送信させ、所管課が審査のうえ減免の決定を行うようにした。

○ 仕様書で定めた提出書類については、十分な確認を行い、未提出がないよう指導を行う。

○ 納期内に徴収するよう指導を徹底する。

なお、納期後に徴収していたものは少ないため、前述のとおり納期内徴収の指導を徹底し、納期の変更は行わない。

について検討されたい。	
-------------	--

監 査 対 象 団 体	社会福祉法人洗心和合会
所 管 課	母子保健福祉課
<p>(監査の結果)</p> <p><b>【佐賀県社会福祉施設等耐震改修等整備費補助関係】</b></p> <p>(1) 交付決定通知書に交付条件が列挙されていないなかった。</p> <p>交付決定通知書には交付条件を列挙すべきところ、「この補助金は要綱第4号各号に定める事項を条件として交付する。」と記載されていた。</p> <p>(2) 補助金の交付条件の履行確認で不十分なものがあつた。</p> <p>補助金交付要綱第4条第1項第2号に、「佐賀県福祉のまちづくり条例に係わる施設整備基準に適合させること」等の条件を規定しているが、この条件を満たしているかどうかについて、確認が不十分だった。</p> <p>付した条件が履行されているかどうかについて、確実に確認されたい。</p>	<p>(措置の内容)</p> <p>○ 今後、交付決定通知書には交付条件を列挙するよう注意する。</p> <p>○ 今後、補助金交付要綱に規定している交付条件について、適切に履行確認を行っていく。</p>

監 査 対 象 団 体	社会福祉法人洞庵の園ほか23団体
所 管 課	長 寿 社 会 課
<p>(監査の結果)</p> <p><b>【佐賀県軽費老人ホーム事務費補助関係】</b></p> <p>(1) 補助事業者に対する利用者の収入認定事務の指導を徹底されたい。</p> <p>軽費老人ホーム事務費補助金の補助金交付額の算定は、事務費支出額から入所</p>	<p>(措置の内容)</p> <p>○ 利用者の収入認定について、適正な事務処理を行うよう、補助事業者に対する施設監査の実施に当たって、重点項目として指導を徹底する。</p>

<p>者から徴収した事務費本人徴収額を控除して得た額が基本となっており、事務費本人徴収額の決定は補助金額の算定に影響を及ぼすものである。</p> <p>また、事務費本人徴収額の決定は、入所者の前年度収入額によって決定するものであり、その認定事務は補助事業者が実施することとなっている。</p> <p>所管課は、補助事業者に対する利用者の収入認定事務の指導を徹底されたい。</p> <p>(2) 施設入居に伴う利用料金等に係る領収書の発行で、指導を要するものがあった。</p> <p>一部の施設では、利用者の利用料金等本人負担分の領収書は発行されているものの、明細書が添付されていない。</p> <p>入居者の中には、月の中途での入退去、病院等への入院や自宅等外出で一時的にホームを離れるケースもあり、日割り計算による利用料金徴収の必要がある。その際、入居者に本人負担額の内容（利用日数、給食日数等）がわかるよう明細書の添付を指導されたい。</p> <p>(3) 補助金の交付決定が遅延していた。</p> <p>補助金の申請から交付決定までの期間が、補助金交付要綱に定める期間（30日）を超えて交付決定がなされていた。</p> <p>補助金の交付申請期限  平成23年5月31日（提出日）  〃 の交付決定日  平成23年7月8日（処理期間 38日）</p>	<p>○ 利用料金等本人負担額の領収書の発行について、適正な事務処理を行うよう、補助事業者に対する施設監査の実施に当たって指導を徹底する。</p> <p>○ 補助金交付決定の遅延については、申請者毎の事務処理の実施、施設監査時の事前指導等を通じて、補助金交付要綱に定める期間での適正な事務処理に努める。</p>
--	---

監 査 対 象 団 体	社会福祉法人たちばな会ほか12団体
所 管 課	障 害 福 祉 課
(監査の結果)	(措置の内容)

【佐賀県障害者自立支援基金特別対策事業費  
(基盤整備事業等) 補助関係】

(1) 増築した建物について登記がされていなかったが、補助事業で取得した財産の適正な管理についても適切に指導された。

(2) 補助金交付申請書等の審査や補助事業者への指示、指導で、不十分なものがあった。

契約手続や施工内容については、補助金交付要綱等に規定するなど、事前にできるだけ明確にし、また、補助事業者に対して、十分な指示や指導を行う必要があった。しかしながら、事前の指示、指導や申請書等の審査が不十分であったため、団体の補助事業の執行において、不適切な事例が見受けられた。

補助金交付申請書等の審査や補助事業者への指示、指導を徹底されたい。

- ① 入札に際し、全参加業者に工事内容を適切に説明できるようにするため設計書を作成すべきであった。
- ② 入札参加業者については、建設業(建築)の許可を受けているなど施工能力のある業者を選定すべきであった。
- ③ 本補助金は2千万円までは全額補助であり、補助事業者の自己負担はほとんどないことから、真に必要な工事か事前に検討すべき事例が見受けられた。

・事前に検討すべき事例

階段工 1,680,105 円

(既存の階段があり改修で対応可能)

耐震補強工事 1,954,575 円

(設計書の中に耐震診断料が含まれており、工事と一体的に実施されている。耐震診断の結果が分からなければ耐震補強工事がどの程度の規模で必要か分

○ 補助事業により取得した財産については適正に管理(登記)するよう、補助事業者を指導した。

○ 補助金交付要綱を平成24年7月に改正し、契約に関する遵守事項を定めた。当該事業は平成24年度で終了しているため、今後類似事業を実施する際は補助事業の執行が適切に行われるよう、事前の指示、指導を徹底する。

からない。)

④ 申請時と実績報告書提出時とで、施工内容が相違している(空調設備の設置箇所の変更、更衣室がロッカーに変更)が、設計書等が徴取されておらず、施工内容や事業費の妥当性の検討をしないまま、補助金額に影響が及ばないとして、補助金変更交付申請を求めているなかった。

⑤ 耐震補強工事については2百万円近い工事であるが、工事個所は建物の壁面内部にあり、壁を取り外さなければ確認できない。

施工状況の写真等の工事完成を確認ができる書類が作成されていなかった。

⑥ 工事代金については現金で支払われているが、高額であり、相手方に支払ったことが客観的に分かるよう、また、安全面の観点からも口座振込で支払うようにする必要があった。

支払日及び金額

平成23年6月14日 8,000,000円

平成23年10月1日 12,046,078円

(3) 事業実施要領等を定め、事業を実施する必要があった。

本補助金は、障害者自立支援法に基づく新体系サービスへの円滑な移行を目的として創設されたものである。補助金額は2千万円を限度とし、全額が補助される。全額補助の補助金は補助事業者の自己負担がなく、補助事業者が経費を節約しようという意識が働かず、現に設計書もないまま、2千万円に近い金額で工事請負契約している例が見受けられた。

所管課においては、真に必要な工事内容、適正な工事価格、契約事務の透明性の確保を図るための補助事業の制度設計が必要であった。

○ 今後類似事業を実施する際は、事業実施要領を定めるなど、補助事業の適切な実施に努める。

<p>事業の実施に当たって、必要となる実施要領等を定め、補助事業者がどういった手続で事業を進め、どのような書類を整備すればよいか具体的に示し、また、県としての事業実施の手順、補助事業者への指示、指導及び審査項目等を定め、円滑に事業が実施されるよう改善された。</p> <p>(4) 補助金交付要綱で、改正を要するものがあった。</p> <p>① 契約手続についての規定がなかった。</p> <p>② 補助金交付要綱別表に賃貸物件を補助対象とする旨の規定が明確でなかった。</p> <p>③ 補助金交付申請書で、ケアホーム、グループホーム（賃貸物件）の改修整備（1施設あたり 5,000 千円）については、賃貸借契約書の写し及び改修同意書の写しを添付することになっているが、基盤整備事業（1施設あたり 20,000 千円）については、賃貸物件の確認書類に関する規定がなかった。</p>	<p>○ 契約に関する遵守事項を定めるなど、補助金交付要綱を平成 24 年 7 月に改正した。</p>
---	---

監 査 対 象 団 体	社会福祉法人たちばな会ほか 71 団体
所 管 課	障 害 福 祉 課
<p>(監査の結果)</p> <p><b>【佐賀県福祉・介護職員処遇改善事業助成関係】</b></p> <p>(1) 補助金交付申請書及び実績報告書の審査で、不十分なものがあった。</p> <p>補助金交付申請書の添付書類の不足や実績報告書の補助対象額に誤りがあったにもかかわらず、県はそのまま受理していた。</p>	<p>(措置の内容)</p> <p>○ 当該事業は平成 24 年度で終了しているため、今後類似事業を実施する際は、審査を徹底する。</p>

--	--

監 査 対 象 団 体	社会福祉法人たちばな会ほか4団体
所 管 課	障 害 福 祉 課
<p>(監査の結果)</p> <p><b>【佐賀県障害福祉関係施設整備費補助】</b></p> <p>(1) 補助金交付要綱で、改正を要するものがあった。</p> <p>佐賀県補助金等交付規則第4条第3項に定める補助金交付申請処理に係る標準的な期間について定められていなかった。</p> <p>(2) 繰越事業に係る補助金の支出で、適正でないものがあった。</p> <p>平成23年度から平成24年度への繰越事業で、出来高検査(実績)をしないまま補助金が支出されていた。</p> <p>所管課は、平成23年度の支出に際して、補助事業者から工事費の出来高計算書を提出させ、出来高検査(現場確認)のうえ、支出すべきであった。</p> <p>補助金交付決定額 133,500,000円 うち平成23年度支出額 53,400,000円 (4割相当額)</p> <p>(3) 補助金交付申請書等の審査や補助事業者への指導で、不十分なものがあった。</p> <p>補助対象となる施設の区分が明確になされていないことや補助対象経費の誤り及び工事請負契約に既に完了している基本設計の設計料を含めて契約する等の入札・契約事務手続の不備等があり、審査や指導が不十分であった。</p> <p>補助金交付申請書等の審査や補助事業者への指導を徹底されたい。</p>	<p>(措置の内容)</p> <p>○ 平成24年8月6日付けで要綱を改正し、標準処理期間(4ヶ月)を明記した。</p> <p>○ 今後は、補助事業者から出来高計算書等を提出させ、出来高を確認した後支出するよう徹底する。</p> <p>○ 申請者に対し指導するとともに、審査を徹底する。</p>

(4) 交付決定通知書に列挙された条件で、  
適当でないものがあつた。

補助金交付決定通知に財産の処分の制限に関する条件について記載されているが、今回の補助金とは関係ない備品に関することが記載されており、本来必要な不動産に関することについては、記載していなかった。

(5) 補助事業の採択で検討を要するものがあつた。

補助事業者は、グループホームを2棟（男子棟、女子棟）整備しているが、補助金申請は、1棟分のみの申請となっていた。

事業実施の前年度に、事業計画書（2棟分）を県に提出しているが、県から計画時点で県内の整備状況を勘案し、各施設1棟分を内示（事業承認）されているが、2棟（男子棟、女子棟）のうちどれが補助対象施設か明確に通知がなされていないこともあり、補助事業者の決算書には、2棟とも補助対象施設として、固定資産台帳に整理されていた。

事業採択に当たっては、内示（事業承認）行為の中で、補助対象施設を明確に補助事業者に通知すべきであつた。

また、平成23年度の予算額は、「佐賀県総合計画2011」に基づき、10カ所の整備予算を確保していたが、2月補正予算で創設等の見込みが下回つた（10カ所→7カ所）として予算が減額されていた。

所管課は、県内事業者へ補助対象施設の交付決定をした時点で、総合計画を下回っていれば、再度、補助事業者の追加

○ 平成25年度の交付決定通知書については、修正を行う。

○ 今後は、補助対象施設を確実に把握し、また、申請者にも明確に通知を行う。

また、補助事業者の選定に当たっては、柔軟に対応することとする。

ただし、グループホームの開設については、自己資金のみで開設する事業者がいるため、補助対象の見込みを下回ることがただちに整備目標を下回ることにはならない。

なお、平成23年度の整備目標は達成されている。

- ・平成23年度整備目標  
10カ所（定員72人）
- ・平成23年度整備実績  
19カ所（定員100人）

募集や次年度整備計画の前倒し、今年度計画事業者に対する追加の検討を実施するなどして総合計画の達成に努力する必要があった。	
--	--

監 査 対 象 団 体	特定非営利活動法人ステップワーカーズ ほか1団体
所 管 課	障 害 福 祉 課
(監査の結果) 【佐賀県就労継続支援事業大規模生産設備整備事業費補助金関係】 (1) 事業効果を年度中に発現できるよう実施方法を見直されたい。  (2) 補助事業者の負担軽減のため、事業の進捗に応じた補助金の概算払を検討されたい。	(措置の内容)  ○ 前年度のうちに需要調査を行い、早い段階で要望額を把握するなど、当該年度の早い段階から、生産設備の購入を可能とし、事業効果を早期に発現できるよう、補助事業の適正な実施に努める。  ○ 事業の進捗に応じて補助金の概算払を行うこととする。

監 査 対 象 団 体	医療法人正友会松岡病院ほか4団体
所 管 課	医 務 課
(監査の結果) 【医療施設耐震改修事業費補助関係】 (1) 補助金交付要綱で、改正を要するものがあった。 佐賀県補助金等交付規則第4条第3項に定める補助金交付申請処理に係る標準的な期間について、定められていなかった。	(措置の内容)  ○ 佐賀県補助金等交付規則に基づいて、標準処理期間を定める改正手続きを行っている。

(2) 補助事業の実施で、適正でないものがあった。

補助金の交付対象の要件として必要な耐震化整備指定医療機関の指定がされていないにもかかわらず、交付決定を行っていた。

(3) 補助金の交付決定が遅延していた。

- ・補助金交付申請日 平成23年4月1日
- ・補助金交付決定日 平成23年10月24日

(4) 実績報告書等の審査及び団体への指導で、不十分なものがあった。

補助事業で整備されたリハビリ棟は、事業実施計画書及び事業実績報告書に診療部門として記載すべきであったが、補助対象にしているサービス部門に計上されていたにもかかわらず、そのまま受理していた。

また、建築工事の入札で、2業者が最低制限価格未満で失格、4番目に低い価格で見積った業者が他社の見積りにないシールド工事(6,270千円)を含んでおり、その価格を除けば最低価格になるということで、落札していたが、予定価格調書及び最低制限価格調書が証拠書類として保存されていなかった。所管課は契約方法について補助事業者への指導を適切に行われたい。

(5) 補助金交付にあたり、概算払いを検討すべきであった。

補助事業期間は、平成22~23年度事業で事業費も多額となることから、補助事業者の事業進捗(報告)を把握し、補助事業

○ 耐震化整備指定医療機関については、厚生労働省の承認を得た上で県が指定することとなっていた。本件については、厚生労働省の承認は交付決定前に得ていたため、指摘後、速やかに指定を行い、その旨を対象団体へ通知した。今後は、事務処理に遺漏のないよう努める。

○ 今後、事務処理期間の短縮に努め、補助金交付要綱に規定する標準処理期間を遵守するとともに、適正な補助金事務の執行に努める。

○ 補助金交付要綱等に基づき、適正な事務処理に努めるとともに、補助事業者に対しては、事前に入札事務について適切な指導を実施するよう努める。

○ 今後、補助事業者に対しては、随時事業進捗及び資金繰りの状況の把握に努め、必要があれば補助金の概算払いについて検討する。

<p>者の資金繰りを勘案のうえ、適期に補助金の概算払いを検討すべきであった。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・病棟新築工事請負契約額 1,044,750,000 円</li> <li>・工期 平成 23 年 3 月 8 日 ～平成 23 年 12 月 26 日</li> <li>・請負代金の支払い <ul style="list-style-type: none"> <li>第 1 回 平成 23 年 3 月 8 日 208,950,000 円</li> <li>第 2 回 平成 23 年 7 月 26 日 313,425,000 円</li> <li>第 3 回 平成 24 年 1 月 27 日 522,375,000 円</li> </ul> </li> <li>・理事会承認時の資金計画 <ul style="list-style-type: none"> <li>総事業費 1,085,600,000 円</li> <li>補助金予定額 246,481,000 円</li> <li>借入金予定額 830,000,000 円</li> <li>自己資金 9,119,000 円</li> <li>建設資金借入額〇〇銀行 1,000,000,000 円 (平成 24 年 1 月 26 日)</li> <li>補助金完了払い 242,244,000 円 (平成 24 年 3 月 16 日)</li> </ul> </li> </ul>	
---	--

監 査 対 象 団 体	社団法人武雄杵島地区医師会ほか 7 団体
所 管 課	医 務 課
<p>(監査の結果)</p> <p><b>【看護師等養成所運営費補助関係】</b></p> <p>(1) 補助金交付要綱で、改正を要するものがあった。</p> <p>佐賀県補助金等交付規則第 4 条第 3 項に定める補助金交付申請処理に係る標準的な期間について、定められていなかった。</p> <p>(2) 補助金の交付決定が大幅に遅延していた。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・補助金申請年月日 平成 23 年 5 月 14 日</li> <li>・" 交付決定日 平成 23 年 12 月 28 日 処理期間 7 か月以上</li> </ul>	<p>(措置の内容)</p> <p>○ 平成 25 年度交付要綱より改正を行った。</p> <p>○ この補助事業は、財源として国庫補助金を受けていることから、国からの交付決定通知（平成 23 年 12 月 12 日）後に、県の補助金交付決定（平成 23 年</p>

<p>(3) 補助金の早期交付方法を検討されたい。 補助事業の内容が運営費であることから、一般財源（県費）相当分を先に交付決定するなど、補助金の早期支払いを検討されたい。</p>	<p>12月28日)を行ったため、交付決定が遅延したものである。国の早期交付決定を促すことによって、補助金の早期支払いに努めたい。</p> <p>○ 補助事業の効果の早期発現のため、早期支払いに対応できるよう、国に対して早期の交付決定を強く要望するなど、事務処理期間の短縮に努めたい。 また、一般財源相当分のみを交付決定することについても、関係者の要望を踏まえて検討することとしたい。</p>
---	--

<p>監 査 対 象 団 体</p>	<p>社団法人武雄杵島地区医師会ほか7団体</p>
<p>所 管 課</p>	<p>医 務 課</p>
<p>(監査の結果) <b>【質の高い看護職員養成確保対策費補助関係】</b> (1) 補助金交付要綱で、改正を要するものがあった。 佐賀県補助金等交付規則第4条第3項に定める補助金交付申請処理に係る標準的な期間について、定められていなかった。</p>	<p>(措置の内容) ○ 平成25年度交付要綱より改正を行った。</p>

<p>監 査 対 象 団 体</p>	<p>地方独立行政法人佐賀県立病院好生館ほか1団体</p>
<p>所 管 課</p>	<p>健 康 増 進 課</p>
<p>(監査の結果) <b>【佐賀県がん診療連携拠点病院機能強化事業費補助関係】</b> (1) 補助金の交付決定が遅延していた。 交付申請年月日 平成23年7月26日 交付決定年月日 平成24年1月4日</p>	<p>(措置の内容) ○ 今後は、事務処理期間の短縮に努め、交付決定事務を速やかに行う。</p>

<p>(2) 補助金交付要綱で、改正を要するものがあった。</p> <p>① 佐賀県補助金等交付規則第4条第3項に定める補助金交付申請処理に係る標準的な期間について、定められていなかった。</p> <p>② 補助金交付要綱第5条第3項（補助金交付の条件）における条文中、「第1項第2号」と規定すべきところ、誤って「前項第2号」と規定していた。</p> <p>③ 佐賀県補助金等交付規則第3条第2号に規定する補助金交付申請書への目的及び効果の記載の定めがなかった。</p> <p>④ 補助金交付要綱第3条（交付の対象経費及び補助金額）の表中及び補助金交付申請書、補助金変更承認申請書、補助金実績報告書の別紙に、当該事業の対象となる小事業のうち、1事業の定めがなかった。</p> <p>⑤ 補助金交付要綱第3条（交付の対象経費及び補助金額）の表中「院内がん登録促進事業」に、給料、職員諸手当（通勤手当、期末・勤勉手当、時間外勤務手当）が補助対象経費として定められていなかった。</p> <p>(3) 補助対象外経費にもかかわらず、補助対象経費として補助金を交付しているものがあった。</p> <p>「院内がん登録促進事業」で、給料、職員諸手当（通勤手当、期末・勤勉手当、時間外勤務手当）は補助対象経費として規定されていないにもかかわらず、補助対象経費として補助金を交付していた。</p>	<p>○ 平成24年9月27日付けで補助金交付要綱を改正し、次のとおり是正した。</p> <p>○ 標準処理期間を交付決定の日から30日と定めた。</p> <p>○ 誤記を修正した。</p> <p>○ 補助金交付申請書の様式に目的及び効果の記載欄を追加した。</p> <p>○ それぞれに記載漏れの事業を追加した。</p> <p>○ 給料、職員諸手当（通勤手当、期末・勤勉手当、時間外勤務手当）を補助対象経費として追加した。</p> <p>○ 本来、補助対象経費としておくべき経費であったため、平成24年9月27日付けで補助金交付要綱を改正し、給料、職員諸手当（通勤手当、期末・勤勉手当、時間外勤務手当）を補助対象経費として追加した。</p> <p>　　今後は、補助金交付要綱の適正な制定、見直しを行うとともに、要綱を遵守する。</p>
---	--

監 査 対 象 団 体	社団法人佐賀県医師会
所 管 課	健 康 増 進 課
<p>(監査の結果)</p> <p><b>【成人病予防センター機器整備事業費補助関係】</b></p> <p>(1) 補助事業の消費税の確定申告により仕入額控除した消費税及び地方消費税額に係る補助金が確定した際の報告書の提出について、指導されたい。</p> <p>補助金交付要綱第5条で、消費税及び地方消費税の申告により当該補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が確定した場合は、知事に報告するよう規定されているが、交付要綱規定の仕入控除税額の報告について、補助事業者から提出されていなかった。特に、原則課税方式の場合、補助金に係る消費税及び仕入控除税額の確定により、補助金の返還等の可能性も出てくる中、所管課は、補助事業者の消費税の申告の有無、申告した場合の交付要綱規定の仕入控除税額の報告について、補助事業者を確認していなかった。申告方法等の確認を徹底し、消費税の申告により、補助金に係る消費税及び仕入控除税額が確定した場合は、知事への報告を行うよう指導されたい。</p> <p>(2) 補助事業者への指導で、不十分なものがあつた。</p> <p>補助金交付要綱では、「県が行う契約手続の取扱いに準拠しなければならないこと」という条件を定めているが、契約書は作成されておらず、注文書で処理されており、具体的な条件等が定められていなかった。</p> <p>契約手続について、補助事業者を指導されたい。</p>	<p>(措置の内容)</p> <p>○ 平成23年度補助事業に係る分については、監査後速やかな提出を求め、平成24年9月19日付けで報告書の提出があつた。</p> <p>今後、消費税の申告の有無等について補助事業者への確認を徹底し、併せて、補助金交付要綱に基づく知事への報告について指導していく。</p> <p>○ 補助金交付要綱に定める契約手続を行うよう、補助事業者に対し、口頭で指導した。</p>

<ul style="list-style-type: none"> <li>・契約内容</li> </ul> <p>検査システム向け地域支援システム構築 10,185,000 円</p>	
--	--

監 査 対 象 団 体	一般社団法人伊万里有田会営薬局
所 管 課	薬 務 課
<p>(監査の結果)</p> <p><b>【佐賀県高機能薬局施設整備事業費補助関係】</b></p> <p>(1) 補助金交付要綱で、改正を要するものがあった。 佐賀県補助金等交付規則第4条第3項に定める補助金交付申請処理に係る標準的な期間について、定められていなかった。</p> <p>(2) 補助金交付申請書及び実績報告書の審査で、不十分なものがあった。 補助金交付申請書及び実績報告書に記載された補助対象経費の「仲介料」について、適正な経費区分に整理されていなかった。 所管課においては、審査を徹底されたい。</p> <p>(3) 補助金交付要綱の制定が遅延していた。 当事業は、平成22年1月に県が策定した地域医療再生計画（西部医療圏）に基づく事業であり、当初予算に計上しているにもかかわらず、補助金交付要綱の制定が11月と遅れ、補助事業の申請時期が遅れる原因となっていた。</p> <p>(4) 補助事業者の事務処理への指導で、不十分なものがあった。</p> <p>① 補助事業の進行管理で、指導が不十分</p>	<p>(措置の内容)</p> <p>○ 「佐賀県高機能薬局施設整備事業費補助金交付要綱」については、次回の事業実施時に標準処理期間の規定を設ける。</p> <p>○ 複数職員によるチェック体制により審査の強化を図るなど課内における審査を厳正に行うこととした。</p> <p>○ 今後、予算計上に当たっては、事業着手に遅れが生じないように、事前調整などを徹底する。</p> <p>○ 健康福祉本部において、平成25年3</p>

であった。

補助事業の実施にあたり、資産購入に係る契約事務で、補助金交付要綱に定める県に準拠した契約手続きを求めながら、指導が不十分で補助金の交付条件どおりの契約手続きがなされず、補助金の額の確定において、補助金の一部取消し  
がなされていた。

② 契約方法の指導が不十分であった。

建築設計監理業務等については、直接専門の業者と契約すべきところを不動産業者と契約をしていた。

(5) 監査時点において、補助事業の目的が未達成のため、補助事業者に対する高機能薬局としての事業の進行管理を徹底されたい。

当補助事業は、西部保健医療圏に整備された伊万里有田共立病院の機能に合わせ、地域の基幹薬局となる高機能薬局を整備し、地域の医療提供体制（病院・薬局連携）の再構築を図ることを目的としている。

そして、高機能薬局の役割としては、

- ・新病院運営に合わせた夜間対応薬局（現状は、夜間の10時まで対応）
  - ・地域かかりつけ薬局への誘導拠点
  - ・地域薬局に対する医薬品備蓄センターとしての機能
  - ・地域薬局への薬剤師派遣機能
  - ・薬学部学生の実務実習教育機能
  - ・地域薬剤師会の研修センター機能
- となっている。

しかしながら、現状は、夜間対応薬局及び地域かかりつけ薬局への誘導拠点のみが監査時点での機能となっていた。

補助目的を達成させるため、補助事業者が補助目的に沿った運営ができるよう、

月25日付けで「健康福祉本部の補助金に係る契約指導等の取扱いについて」が通知され、これに基づき、事務手続きの適正化を図ることとした。

○ 課内における審査の厳正化を図ることにより、補助事業者に適切な指導ができるようにした。

○ 平成24年10月1日付けで、補助事業者と「佐賀県高機能薬局施設整備事業費補助金に関する覚書」を締結し、新病院運営に合わせた夜間対応薬局機能及び地域かかりつけ薬局への誘導拠点機能は、開業初年度から行うものとし、その他の機能については、人材の育成・確保、財源確保が必要なことから、2年以内にその機能を保有するよう努めることとした。

また、同覚書の中で、平成27会計年度まで事業報告を県に提出するよう規定しており、継続的に指導、進行管理を行うこととした。

<p>所管課は、継続して指導を実施するとともに、経年（3～5年間程度）で事業実施状況報告書を取るなど事業の進行管理を徹底されたい。</p> <p>(6) 補助事業で取得した財産の処分等の条件で検討を要するものがあった。</p> <p>補助事業により取得された土地の処分等の制限の条件については、補助金交付決定の際に付した条件が分かりにくいものとなっている。今後、土地を補助対象とする場合には、補助金交付要綱及び交付決定通知に記載する処分等の条件についても適切なものとされたい。また、管理についても長期になるため、双方の担当者が忘れることがないように、引継時には必ず確認する等今後の適正な事務処理についても徹底されたい。</p>	<p>○ 補助事業者と締結した「佐賀県高機能薬局施設整備事業費補助金に関する覚書」に補助事業者が高機能薬局の機能を中止するときには、用地取得費及び土地造成費に相当する補助金を県に返還することを規定している。</p> <p>　　今後は、同規定を補助金交付要綱に明記する。</p>
---	--

監 査 対 象 団 体	社団法人佐賀県造園建設業協会
所 管 課	国 際 交 流 課
<p>(監査の結果)</p> <p><b>【2013 順天湾国際庭園博覧会庭園出展事業負担金関係】</b></p> <p>(1) 負担金の支払いが遅延していた。</p> <p>　　県と協会は平成23年3月5日に基本協定を締結しているが、平成23年度の年度協定については平成24年3月14日に締結され一年程遅れている。</p> <p>　　このため、協会への負担金の支払いがおくれており、協会に負担を強いることとなっていた。</p> <p>(2) 負担金事業の会計について、協会との協議で不十分なものがあった。</p>	<p>(措置の内容)</p> <p>○ 平成24年度の負担金については、前年度負担金の執行状況も踏まえ、協会側に負担にならないよう配慮し、負担金の支払いを行った。</p> <p>　　今後も同種の事業を行う場合には、相手方に負担を強いることのないよう、負担金支払いを適期に行うよう改める。</p> <p>○ 負担金事業の会計について、特別会計の設定、負担金の使途基準、および、証拠書類の整備について協議し、指摘のとおり適正に処理するよう改められ</p>

<p>(3) 基本協定では、年度毎にその年度の費用負担について実施協定を締結することとなっているが、平成 22 年度分については年度協定書が締結されず、平成 23 年度に支払われていた。</p> <p>平成 22 年度決算額 1,925,940 円</p>	<p>た。</p> <p>○ 事業開始のための準備段階にあった平成 22 年度の実施事業に係る費用については、基本協定及び平成 23 年度実施協定の中で、その費用負担方法等についても、明記する必要があった。</p> <p>今後、同種の事業を行う場合は、準備期間における費用負担及び支払方法、予算措置について、充分協議した上で、事業を開始するよう改める。</p>
--	--

<p>監 査 対 象 団 体</p>	<p>社団法人佐賀県トラック協会ほか 2 団体</p>
<p>所 管 課</p>	<p>商 工 課</p>
<p>(監査の結果)</p> <p><b>【佐賀県運輸事業振興助成交付金関係】</b></p> <p>(1) 佐賀県運輸事業振興助成交付金の交付決定が遅延していた。</p> <p>交付要綱第 4 条 4 項では、「交付金の交付の申請が到達してから当該申請に係る交付金の交付の決定をするまでに通常要すべき標準的な期間は、30日とする。」となっているが、交付決定が遅延していた。</p>	<p>(措置の内容)</p> <p>○ 交付金対象の全 3 団体の申請が揃って、まとめて事務処理を行ったため、交付決定が遅延したが、監査の結果を受けて、個別に事務処理を行うように改めた。</p>

<p>監 査 対 象 団 体</p>	<p>社団法人佐賀県観光連盟</p>
<p>所 管 課</p>	<p>観 光 課</p>
<p>(監査の結果)</p> <p><b>【社団法人佐賀県観光連盟補助関係】</b></p> <p>(1) 補助金交付申請書及び実績報告書の審査で、不十分なものがあつた。</p> <p>所管課においては、審査を徹底されたい。</p> <p>① 補助金交付申請時と実績報告書で、事業内容が相違しており、補助金変更申請書を提出させるべきものがあつた。</p>	<p>(措置の内容)</p> <p>○ 補助事業完了後の実績報告書の審査を徹底するとともに、補助金交付団体に対して必要な資料を随時徴するなど</p>

<ul style="list-style-type: none"> <li>・補助金交付申請時の「5 近距離圏観光客誘致対策事業」が実績報告書では「1 観光誘致宣伝推進事業」に包含されて報告されており、申請時と実績報告で内容が相違していた。</li> <li>・運営費のうち、職員人件費の計上箇所が事業部門と管理部門に分けて計上されていた。</li> </ul> <p>② 実績報告書で、事業成果の記載方法を検討されたい。</p> <p>実績報告書が活動報告書となっており、事業活動による具体的な成果の記載がなされていない。事業成果の記載方法を検討されたい。</p> <p>③ 補助対象外経費が補助対象経費に含めて報告されていた。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・退職給与引当預金支出及び県から派遣された職員の人件費</li> </ul>	<p>して、必要があれば補助金変更申請書の提出を指導する。</p> <p>○ 実績報告書に誘客実績やイベント等での集客数、ホームページのアクセス数など事業効果をより具体的に記載するよう指導していく。</p> <p>○ 補助対象経費の確認を行うなど補助事業完了後の実績報告書の審査を徹底する。</p>
--	---

監 査 対 象 団 体	富士大和森林組合ほか 22 団体
所 管 課	林 業 課
<p>(監査の結果)</p> <p><b>【佐賀県造林事業補助関係】</b></p> <p>(1) 補助事業の検査で、不十分なものがあった。</p> <p>佐賀県造林事業実施要領運用規程の「2 写真管理基準」において、完了部分における写真は、縦横にポール等を置いて植栽間隔が確認できるものと規定されているが、ポール等が置かれておらず、間隔が確認できない写真があった。補助事業の検査を徹底されたい。</p> <p>(2) 造林補助事業のうち、間伐等に係る標準仕様書（搬出間伐の取扱い）を早急に検討し、森林組合等を指導されたい。</p>	<p>(措置の内容)</p> <p>○ 各農林事務所の造林事業担当者に対する研修会を平成 25 年 5 月 30 日に実施し、補助金申請事務検査基準等について、検査を徹底するよう改めて周知を行った。</p> <p>○ 仕様書に搬出した間伐材の取扱いについて明記し、平成 25 年 6 月 28 日付けで通知した。</p>

<p>森林組合は林家から委託を受けて間伐業務を実施しており、森林組合が搬出間伐の数量の確認と搬出間伐材の売上代金の受領を行い林家との業務委託の精算において、搬出間伐材の売上代金及び搬出経費も併せて精算する必要がある。</p> <p>しかしながら、搬出間伐材は、木材市場に搬出されているが、市場の精算書の相手方が森林組合（もちろん林家でもない）ではなく、間伐請負業者となっていた。</p> <p>これは、委託者と森林組合との業務委託契約書に搬出間伐材の取扱いに関する規定がないこと、また、森林組合と間伐請負業者との請負契約書（仕様書）に搬出間伐材の取扱いに関する規定がない（従来契約書を活用）ことから、このような不適切な取扱いがなされていたものである。</p> <p>早急に間伐材に係る標準仕様書（搬出間伐の取扱い）を検討し、搬出間伐材の取扱いを契約書等に明記させ、透明性を確保するよう森林組合を指導されたい。</p> <p>(3) 実施要領の様式で改正を要するものがあつた。</p> <p>実施要領の様式第5号の「委任状及び精算依頼書」で委任状の文面を訂正するときは、連名で記載した者のうち最初と最後の委任者の訂正印だけでよい旨注書きがあるが、文面の訂正については、委任者全員の同意が分かるようなものにされたい。</p>	<p>業務委託契約書については、「業務内容」の修正、及び「費用の負担等」、「立木竹の販売代金」を追記し、搬出間伐材の取扱いについて明記し、平成25年6月28日付けで通知した。</p> <p>また、森林組合と林業事業体との請負契約書については、仕様書に搬出間伐材の取扱いについて明記し、平成25年6月28日付けで通知した。</p> <p>○ 様式第5号の注意書き5について、委任者全員の印を押印するよう変更し、平成25年6月28日付けで、事業体等へ通知した。</p>
--	--

監 査 対 象 団 体	佐賀県土地改良事業団体連合会
所 管 課	農 地 整 備 課
(監査の結果) 【佐賀県土地改良事業負担金総合償還対策事業（担い手育成支援事業・土地改良負担金	(措置の内容)

<p>償還平準化事業) 助成関係】</p> <p>(1) 補助金交付要綱で、改正を要するものがあつた。</p> <p>佐賀県補助金等交付規則第4条第3項に定める補助金交付申請処理に係る標準的な期間について、定められていなかった。</p>	<p>○ 佐賀県補助金等交付規則第4条第3項に基づき、補助金交付申請処理に係る標準的な期間を定めた。</p>
--	--

<p>監 査 対 象 団 体</p>	<p>神埼町土地改良区ほか22団体</p>
<p>所 管 課</p>	<p>農 地 整 備 課</p>
<p>(監査の結果)</p> <p>【佐賀県地域農業水利施設ストックマネジメント事業補助関係】</p> <p>(1) 補助事業者への指導で、不十分なものがあつた。</p> <p>補助事業の実施において、執行上の課題を的確に把握し、補助事業者の事務処理が適正に行われるよう指導されたい。</p> <p>① 補助事業における工事を指名競争入札により執行しているが、指名業者の選定及び決定業務を市に一任していた。</p> <p>② 工事の執行にあたって、理事会の議決を経ていなかった。</p>	<p>(措置の内容)</p> <p>○ 補助事業における工事の指名競争入札にあたっては、市の推薦を参考に、理事会の決議により指名業者の選定及び決定業務を行うよう指導した。</p> <p>○ 工事の執行にあたっては、理事会の議決を経るよう指導した。</p> <p>また、工事の執行に関する手続きの明確化・体系化を図るため、「工事等執行規程」を作成するよう指導した。</p>

<p>監 査 対 象 団 体</p>	<p>祐徳バス株式会社ほか2団体</p>
<p>所 管 課</p>	<p>新幹線・地域交通課</p>
<p>(監査の結果)</p> <p>【佐賀県バス運行対策費補助(生活交通路線維持費補助(車両減価償却費等補助)関係)】</p> <p>(1) 補助金交付要綱で、改正を要するものがあつた。</p>	<p>(措置の内容)</p> <p>○ 平成25年4月1日付けで補助金交付要綱の改正を行い、補助金交付申請処</p>

<p>佐賀県補助金等交付規則第4条第3項に定める補助金交付申請処理に係る標準的な期間について、定められていなかった。</p> <p>(2) 補助金の交付決定が遅延していた。  補助金申請年月日 平成23年11月18日  交付決定年月日 平成24年3月30日  決定までの処理期間 4か月以上(133日)</p> <p>(3) 補助事業の変更申請が必要なものがあった。  当初の補助金交付申請時(新規導入6台)に対して、予算額(新規台数5台分)が不足するとして補助事業者に対して補助金を査定(87.2%)して内示を行い、交付申請を受理していた。  ところが、補助事業者からの申請書で、車両購入時期が遅れたことから当年度の減価償却額が減少し、予算額に余りが生じたが、所管課は交付決定額を見直さないまま、内示時点の補助金査定率で交付決定を行い、2月補正予算で予算を減額しているものがあった。  所管課は、補助事業者の負担を少なくするためにも、補助事業者に予算の範囲内で再内示を行い、変更申請をさせるべきであった。  なお、国は同補助金(車両減価償却費等補助金)を満額支出していた。</p>	<p>理に係る標準的な期間(130日)を定めた。</p> <p>○ 今後は、迅速な事務処理に努め、平成25年4月1日の補助要綱改正により定めた補助金交付申請処理に係る標準的な期間を遵守する。</p> <p>○ 今後は、このようなことがないように、適切な事務に努める。</p>
---	---

監 査 対 象 団 体	ハウステンボス連携誘客プロジェクトほか2団体
所 管 課	新幹線・地域交通課
(監査の結果) 【佐賀県新幹線活用地域づくり事業費補助関係】	(措置の内容)

<p>(1) 補助金交付要綱で、改正を要するものがあった。</p> <p>補助金交付申請書等の添付書類がその他必要な書類となっており、具体的に何を提出すべきか分からないものとなっていた。</p> <p>(2) 事業実施に基づく事業効果の検証方法を指導されたい。</p> <p>当補助金は補助期間が3年と短く、事業継続に問題があり、短期間での事業効果の発現に課題がある。</p> <p>各補助事業団体は、「新幹線活用プラン」に定める目標達成のため、各種の取組がなされているが、実績報告書では活用プランに定める目標に対する具体的な事業効果の検証がなされていない。</p> <p>所管課は、各補助事業者に具体的な事業効果の検証を指導されたい。</p>	<p>○ 平成25年2月25日付けで補助金交付要綱の改正を行い、添付書類として事業計画書、収支予算書を定めた。</p> <p>○ 今後は、各補助事業者に対し、具体的な事業効果の検証を指導する。</p>
--	--

**【公の施設の指定管理団体関係】**

監 査 対 象 団 体	佐賀県障害者スポーツ協会
所 管 課	ス ポ ー ツ 課
<p>(監査の結果)</p> <p><b>【公の施設：勤労身体障害者教養文化体育館関係】</b></p> <p>(1) 備品の取扱いで、指導が不十分なものがあった。</p> <p>県所有の備品と団体所有の備品が混じった管理簿が作成されており、所有備品の区分が不明瞭であったことから、備品の取扱いについて、指導を徹底されたい。</p>	<p>(措置の内容)</p> <p>○ 備品の管理については、県の備品については県の備品台帳へ記載し、団体で購入した備品については、団体の管理簿へ記載するように指導したところであり、今後とも備品を適切に管理するよう指定管理者へ指導を徹底していきたい。</p>